

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

第 1 7 0 期

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

三井松島ホールディングス株式会社

(E00037)

第170期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

三井松島ホールディングス株式会社

目 次

頁

第170期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	7
第2 【事業の状況】	9
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	10
3 【事業等のリスク】	13
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	14
5 【重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	17
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	19
3 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【自己株式の取得等の状況】	25
3 【配当政策】	26
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	27
5 【従業員の状況等】	58
第5 【経理の状況】	60
1 【連結財務諸表等】	61
2 【財務諸表等】	107
第6 【提出会社の株式事務の概要】	119
第7 【提出会社の参考情報】	121
1 【提出会社の親会社等の情報】	121
2 【その他の参考情報】	121
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	122

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月17日

【事業年度】 第170期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 三井松島ホールディングス株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉 岡 泰 士

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 永 川 悟

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長 永 川 悟

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第166期	第167期	第168期	第169期	第170期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (百万円)	46,592	80,015	77,472	60,574	65,468
経常利益 (百万円)	8,595	35,933	26,004	8,448	9,944
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,396	22,977	15,117	8,645	6,716
包括利益 (百万円)	5,889	23,873	16,902	9,154	10,301
純資産額 (百万円)	35,537	56,602	64,023	65,481	55,800
総資産額 (百万円)	67,837	95,025	99,740	117,627	127,921
1株当たり純資産額 (円)	544.76	858.56	1,064.50	1,165.10	1,453.23
1株当たり当期純利益 (円)	82.96	353.60	241.85	150.03	148.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	52.2	58.7	63.6	55.5	43.5
自己資本利益率 (%)	16.44	50.38	25.36	13.43	11.10
株価収益率 (倍)	4.61	1.86	2.41	5.30	8.87
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,911	26,204	21,288	4,574	5,753
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,569	△1,337	△11,692	△11,917	△6,840
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,749	△6,479	△22,748	△10,206	△2,267
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	19,413	38,064	25,983	8,973	5,701
従業員数 〔外、平均臨時 雇用人員〕 (名)	1,305 〔81〕	1,455 〔79〕	1,772 〔93〕	1,741 〔128〕	1,746 〔58〕

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 1 株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社の株式給付信託（BBT）において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 3 1 株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。なお、当社の株式給付信託（BBT）において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。
- 4 当社は、2025年10月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を行っております。第166期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1 株当たり純資産」及び「1 株当たり当期純利益」を算定しております。
- 5 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第169期の期首から適用しております。なお、法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第166期	第167期	第168期	第169期	第170期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
営業収益 (百万円)	6,236	15,312	24,988	9,950	2,635
経常利益 (百万円)	4,918	13,059	22,473	8,399	655
当期純利益 (百万円)	5,003	13,344	22,696	8,241	2,020
資本金 (百万円)	8,571	8,571	8,571	8,571	8,571
発行済株式総数 (株)	13,064,400	13,064,400	13,064,400	13,064,400	65,322,000
純資産額 (百万円)	26,147	37,477	54,034	57,599	39,892
総資産額 (百万円)	43,167	53,060	70,029	87,293	83,856
1株当たり純資産額 (円)	401.98	576.86	906.56	1,027.11	1,041.70
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	16.00 (—)	64.00 (16.00)	20.00 (8.00)	26.00 (10.00)	64.00 (23.00)
1株当たり当期純利益 (円)	76.92	205.36	363.09	143.01	44.61
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.6	70.6	77.2	66.0	47.6
自己資本利益率 (%)	19.81	41.95	49.60	14.76	4.15
株価収益率 (倍)	4.97	3.20	1.61	5.56	29.50
配当性向 (%)	20.8	31.2	5.5	18.2	143.5
従業員数 〔外、平均臨時 雇用人員〕 (名)	37 〔4〕	37 〔4〕	37 〔1〕	42 〔1〕	45 〔—〕
株主総利回り 〔比較指標：配当込み TOPIX〕 (%)	200.1 〔102.0〕	370.4 〔107.9〕	343.1 〔152.5〕	462.8 〔150.2〕	756.8 〔202.2〕
最高株価 (円)	2,528	4,590	3,355	6,210	1,600 (8,000)
最低株価 (円)	905	1,822	2,475	2,901	655 (3,275)

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 最高株価・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
- 3 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 4 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。なお、当社の株式給付信託(BBT)において株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。
- 5 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第166期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」、「1株当たり配当額」、「1株当たり当期純利益」を算定しております。第170期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
- 6 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第169期の期首から適用しております。なお、法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

2 【沿革】

- 1 1913年1月古賀鉱業合資会社の所有する長崎県松島地区の良質石炭鉱区を買収し、商号を松島炭鉱株式会社(資本金2百万円)として設立。
- 2 1935年5月大島鉱区の開坑に着手。
- 3 1952年10月池島鉱区の開坑に着手。
- 4 1961年10月東京証券取引所第二市場に上場。
- 5 1962年2月東京証券取引所第一市場に上場し、同年4月福岡証券取引所にも上場。
- 6 1973年4月松島興産株式会社と商号を変更。
- 7 1983年4月三井鉱山建材販売株式会社を吸収合併し、三井松島産業株式会社と商号を変更。
- 8 1990年11月豪州において石炭採掘販売業及び鉱山開発事業を行うMITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. を設立。
- 9 1991年4月MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. を通じて豪州NSW州リデル炭鉱のジョイント・ベンチャーに参入。
- 10 2001年11月松島炭鉱株式会社は、同社が経営する池島炭鉱を閉山。
- 11 2002年6月石炭関連海外子会社の統括・管理業務を目的とするMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. を設立。
- 12 2014年2月ストローの製造を行う日本ストロー株式会社(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 13 2015年10月紳士服・婦人服・ワイシャツの生産を行う花菱縫製株式会社を買収、子会社化。
- 14 2017年2月マスクブランクスの製造を行うクリーンサアフェイス技術株式会社(現CST株式会社、現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 15 2017年6月福岡県大牟田市の歴史遺産「三井港倶楽部」の所有権を取得し、管理運営を開始。
- 16 2018年10月持株会社体制移行に伴い、商号を「三井松島ホールディングス株式会社」に変更。
- 17 2019年4月シュレッターの販売を行う株式会社明光商会(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 18 2020年4月ペットフードの販売を行う株式会社ケイエムティ(現・連結子会社)、及び水晶デバイス用計測器・生産設備の製造を行う三生電子株式会社(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 19 2021年2月住宅向けのプラスチック製部材の製造を行う株式会社システックキョーワ(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 20 2022年1月花菱縫製株式会社が新設分割により、株式会社花菱(現・持分法適用関連会社)を設立し、紳士服・婦人服・ワイシャツの販売事業を承継。
- 21 2022年4月東京証券取引所プライム市場へ移行。
- 22 2022年5月送変電用架線金具の製造を行う日本カタン株式会社(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 23 2023年2月レジロール用記録紙等のロール製品の加工販売を行う丸紅オフィス・サプライ株式会社を買収、子会社化。同社の商号をMOS株式会社(現・連結子会社)に変更。
- 24 2023年9月食料品計測装置の製造、販売等を行う株式会社プラスワンテクノ(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 25 2023年10月MOS株式会社(現・連結子会社)は、株式会社カツマタの感熱紙の加工販売事業を譲受。
- 26 2023年12月持株会社で傘下に株式会社杉山チエン製作所、ゼクサスチエン株式会社及び MAXCO Chain, Ltd. の3社を擁しグループとして産業用ローラーチェーン及びコンベヤチェーンの製造・販売等を行う株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングス(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 27 2024年1月三生電子株式会社(現・連結子会社)は、米国に新たに設立したSansei America, Inc.,を通じて、水晶デバイスの計測装置の製造・販売を行うSaunders & Associates, LLC(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 28 2024年3月期豪州NSW州リデル炭鉱の終掘に伴い、石炭生産・販売事業を終了。
- 29 2024年4月株式会社花菱(現・持分法適用関連会社)の株式持分66%を株式会社吉村へ譲渡し、業務資本提携を実施。
- 30 2024年7月事業者向け不動産担保融資等を行う株式会社エム・アール・エフ(現・連結子会社)を買収、子会社化。
- 31 2024年8月MM Investments株式会社(現・連結子会社)が株式投資事業を開始。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社35社（連結子会社28社、非連結子会社7社）及び持分法適用関連会社1社で構成され、生活消費財、産業用製品及び金融その他等の様々な事業を行っております。

なお、当連結会計年度における連結子会社の状況は、「第5 経理の状況 1（1）連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 1 連結の範囲に関する事項及び 2 持分法の適用に関する事項」に記載しております。

当社グループの事業における当社と関係会社の位置付けは次のとおりであります。

以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) 生活消費財

連結子会社日本ストロー株式会社は、大手乳業・飲料メーカー等向け伸縮ストロー、シングルストローの製造販売を中心に、プラスチック製品・包装資材等の飲食用資材の仕入販売を行っております。

連結子会社株式会社明光商会は、シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守を行っております。

連結子会社T SECURE INTERNATIONAL CO., LTD. はシュレッダーの製造・販売を行っております。

連結子会社株式会社ケイエムティは、ペットフード類・ペット関連用品の輸入国内販売を行っております。

連結子会社株式会社システックキョーワ及び連結子会社THAI SYSTECH KYOWA CO., LTD. は、住宅及び家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売を行っております。

連結子会社MOS株式会社は、レジロール用記録紙等のロール製品の加工販売を行っております。

(2) 産業用製品

連結子会社CST株式会社は、液晶パネル・有機EL・電子部品等を中心とする様々な用途のマスクブランクスの製造・販売を行っております。

連結子会社三生電子株式会社は、水晶デバイス用計測器・生産設備の製造販売、並びに関連するハードウェア・ソフトウェアの製造販売を行っております。

連結子会社Saunders & Associates, LLCは、水晶デバイスの計測装置の製造・販売を行っております。

連結子会社日本カタン株式会社は、送変電用架線金具・配電用架線金具の製造販売、各種調査・受託試験・分析業務を行っております。

連結子会社株式会社プラスワンテクノは、食料品加工機械の企画・設計・製造・販売等を行っております。

連結子会社株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングスは、連結子会社であるゼクサスチェン株式会社、株式会社杉山チエン製作所およびMAXCO Chain, Ltd. の経営管理を行っております。

連結子会社ゼクサスチェン株式会社は、動力伝導用チェーン、コンベヤチェーンの製造・販売を行っております。

連結子会社株式会社杉山チエン製作所は、産業用ローラーチェーンを中心とした製品の製造・販売を行っております。

連結子会社MAXCO Chain, Ltd. は、産業用ローラーチェーン、コンベヤチェーンの米国市場における販売を行っております。

(3) 金融その他

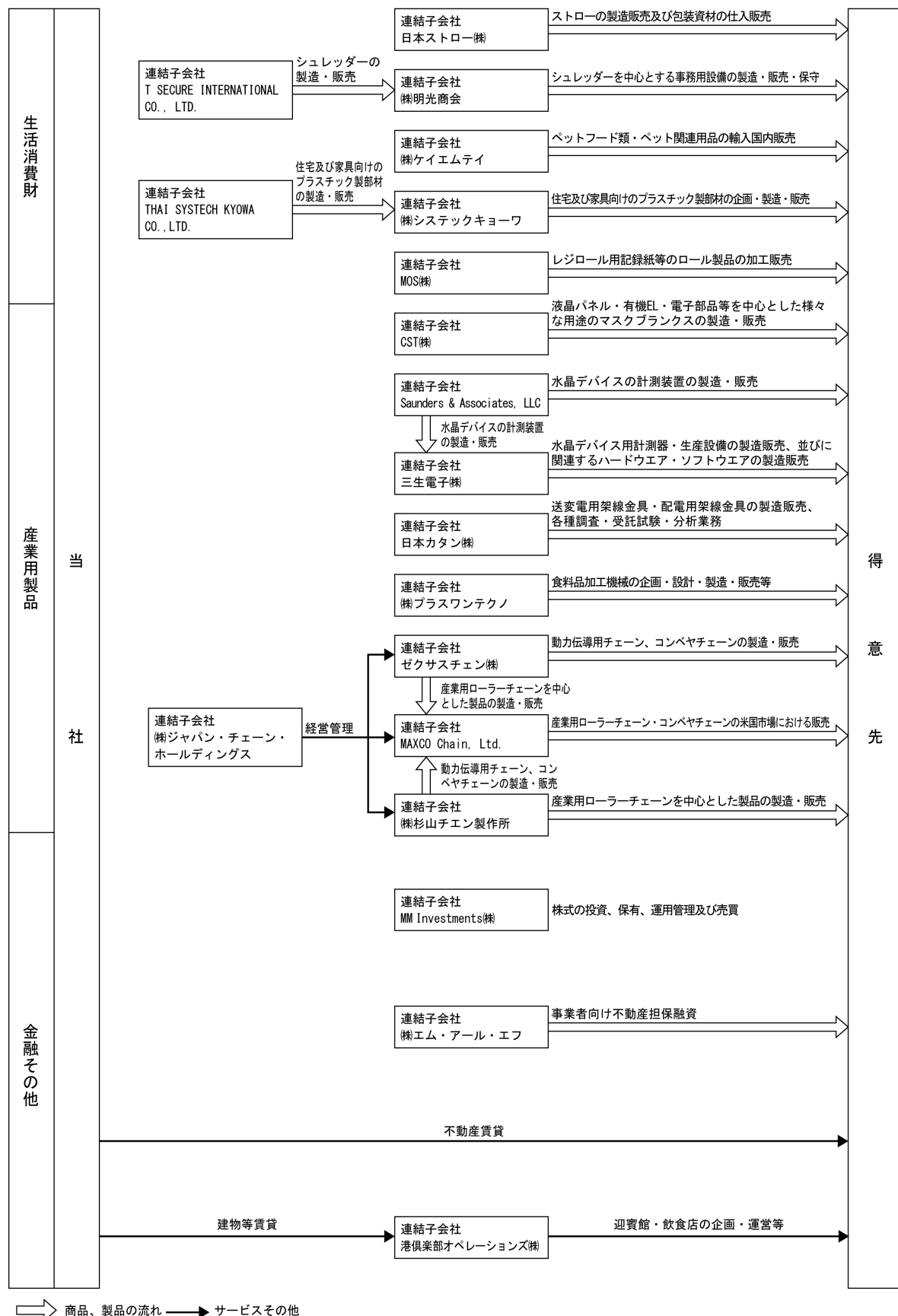
連結子会社MM Investments株式会社は、主に株式の投資、保有、運用管理及び売買を行っております。

連結子会社株式会社エム・アール・エフは、事業者向け不動産担保融資等を行っております。

連結子会社港倶楽部オペレーションズ株式会社は、歴史遺産「三井港倶楽部」の管理運営を行っております。

当社は不動産賃貸管理事業を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります



4 【関係会社の状況】

2026年3月31日現在

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有)割 合(%)	関係内容
(連結子会社)					
日本ストロー(株)	東京都品川区	310	生活消費財	99.9	役員の兼任等…1名
株明光商会 (注)12	東京都中央区	100	生活消費財	100.0	役員の兼任等…1名
T SECURE INTERNATIONAL CO., LTD.	タイ プラーチーン ブリ県	10百万 バーツ	生活消費財	100.0 (99.8)	役員の兼任等…無
株ケイエムティ	大阪府泉大津市	13	生活消費財	93.1	役員の兼任等…1名
株システックキョーワ	大阪市平野区	50	生活消費財	99.7	役員の兼任等…1名
THAI SYSTECH KYOWA CO., LTD.	タイ ナコーンラー チャシーマー県	50百万 バーツ	生活消費財	100.0 (98.0)	役員の兼任等…無
MOS(株) (注)9	東京都港区	100	生活消費財	100.0	役員の兼任等…1名
CST(株)	神奈川県高座郡	50	産業用製品	100.0	役員の兼任等…無
三生電子(株)	東京都狛江市	50	産業用製品	99.7	当社より資金貸付を受けております。 役員の兼任等…1名
Sansei America, Inc., (注)2	アメリカ アリゾナ州 フェニックス	42百万 US\$	産業用製品	100.0 (100.0)	役員の兼任等…無
Saunders & Associates, LLC (注)2	アメリカ アリゾナ州 フェニックス	29百万 US\$	産業用製品	100.0 (100.0)	役員の兼任等…無
日本カタン(株)	大阪府枚方市	9.5	産業用製品	100.0	当社より資金貸付を受けております。 役員の兼任等…2名
株プラスワンテクノ	北九州市 八幡西区	30	産業用製品	100.0	当社より資金貸付を受けております。 役員の兼任等…1名
株ジャパン・チェーン・ホー ルディングス	東京都千代田区	80	産業用製品	100.0	当社より資金貸付を受けております。 役員の兼任等…3名
ゼクサスチェン(株) (注)11	東京都千代田区	310	産業用製品	100.0 (100.0)	役員の兼任等…1名
株杉山チエン製作所	埼玉県入間市	80	産業用製品	100.0 (100.0)	役員の兼任等…1名
MAXCO Chain, Ltd. (注)10	アメリカ ジョージア州 アトランタ	3.5百万 US\$	産業用製品	100.0 (100.0)	役員の兼任等…無
MM Investments(株)	福岡市中央区	50	金融その他	100.0	当社より資金貸付を受けております。 役員の兼任等…3名
株エム・アール・エフ	福岡市中央区	75	金融その他	100.0	役員の兼任等…2名
港倶楽部オペレーションズ(株)	福岡県大牟田市	10	金融その他	100.0	当社より資金貸付を受けております。 当社より建物等を賃借しております。 役員の兼任等…1名
その他8社					
(持分法適用関連会社)					
株花菱	さいたま市 岩槻区	50	—	34.0	役員の兼任等…無

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントと同一の区分を記載しております。
- 2 特定子会社に該当しております。
- 3 上記会社は有価証券届出書又は有価証券報告書を提出しておりません。
- 4 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
- 5 MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD.、MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY. LTD. 及び MMI Indonesia Investments PTY LTD. は事業を終了し、清算終了の予定が立ったことに伴い、連結の範囲から除外しております。
- 6 三井松島リソース㈱は、2025年4月1日付で㈱大島商事を吸収合併しました。また、当社は、2026年3月31日付で三井松島リソース㈱の全株式を譲渡いたしました。
- 7 MMエナジー㈱及びその子会社は、2025年6月4日付で太陽光発電事業を譲渡したことに伴い、事業を終了し、2026年3月31日をもって解散いたしました。
- 8 キャッシュ・マネジメント・システム (CMS) を導入し、国内連結子会社から余剰資金の受入れを行っております。
- 9 MOS㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 主要な損益情報等 | ① 売上高 | 12,027百万円 |
| | ② 経常利益 | 888 " |
| | ③ 当期純利益 | 552 " |
| | ④ 純資産額 | 3,039 " |
| | ⑤ 総資産額 | 6,668 " |
- 10 MAXCO Chain, Ltd. については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|---------|----------|
| 主要な損益情報等 | ① 売上高 | 9,685百万円 |
| | ② 経常利益 | 1,447 " |
| | ③ 当期純利益 | 1,101 " |
| | ④ 純資産額 | 6,325 " |
| | ⑤ 総資産額 | 8,016 " |
- 11 ゼクサスチェン㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|---------|----------|
| 主要な損益情報等 | ① 売上高 | 8,265百万円 |
| | ② 経常利益 | 851 " |
| | ③ 当期純利益 | 551 " |
| | ④ 純資産額 | 4,026 " |
| | ⑤ 総資産額 | 8,204 " |
- 12 ㈱明光商会については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
- | | | |
|----------|---------|----------|
| 主要な損益情報等 | ① 売上高 | 7,695百万円 |
| | ② 経常利益 | 430 " |
| | ③ 当期純利益 | 130 " |
| | ④ 純資産額 | 3,716 " |
| | ⑤ 総資産額 | 6,819 " |

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、前中期経営計画期間（2024年3月期までの5年間）において、製造業を中心とするニッチトップ企業へのM&Aを積極的に推進し、祖業であった石炭事業に代わる安定的な事業ポートフォリオの構築に取り組んでまいりました。

また、その後、2024年5月に公表した、2027年3月期までの3カ年の「経営戦略2024」においては、積極的なM&A投資及び株主還元を掲げておりましたが、これらの施策を着実に実行した結果、当期純利益50億円以上の収益基盤の構築をはじめ、当該経営戦略は当初計画を1年前倒しで達成することができました。

2027年3月期以降につきましては、2026年5月に新たに策定した「中期経営計画2030」のもと、確かな技術力を有するニッチトップ企業のM&Aを引き続き推進し、「日本のものづくりを100年先まで守り育てる企業グループ」を目指してまいります。

中期経営計画2030

■ 中期経営計画の基本方針

確かな技術力を持つニッチトップ企業のM&Aを推進し、

「日本のものづくりを100年先まで守り育てる企業グループ」を目指す

■ 数値目標

当期純利益100億円以上（2030年3月期）

■ 株主還元方針

「累進配当」を基本方針とし、利益成長を通じた1株あたり年間配当額の持続的な向上を目指す。

(2) 対処すべき課題

当企業集団における各事業セグメントの課題は、次のとおりであります。

（生活消費財、産業用製品）

中東地域の不安定化を背景に、エネルギーおよび原材料の供給ならびに価格動向については不透明な状況が続いており、当社としてはその影響を引き続き注視してまいります。

（金融その他）

株式会社エム・アール・エフにおいて、金利動向に応じて、適正な利ざやを維持していくことが課題と認識しております。

当社グループは、「人と社会の役に立つ」を経営の基本理念として、より豊かな活気ある社会づくりに向けての事業展開を行い、常に社会から必要とされる企業を目指して邁進していく所存であります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）は、G20の要請を受け、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討することを目的に、2015年12月、金融安定理事会（FSB）により設立されました。TCFDは2017年6月に最終報告書（TCFD提言）を公表し、その中で、企業等に対し、気候変動関連リスク、及び機会に関する項目について開示することを推奨しています。

当社では、東京証券取引所の定めたコーポレートガバナンスコードの趣旨に則り、TCFD提言に沿った開示を進めてまいります。

(1) TCFD提言における推奨開示項目

TCFD提言は、企業の開示において、以下の観点からの開示を推奨しております。

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標および目標
気候関連のリスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する。	気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する。	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する
推奨される開示内容			
a) 気候関連のリスク及び機会についての、取締役会による監視体制を説明する。	a) 組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスク及び機会を説明する。	a) 組織が気候関連リスクを識別・評価するプロセスを説明する。	a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に指標を開示する。
b) 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する。	b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する。	b) 組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。	b) Scope1、Scope2及び当てはまる場合はScope3の温室効果ガス（GHG）排出量と、その関連するリスクについて開示する。
	c) 2℃シナリオを含む、さまざまな気候関連シナリオに基づく検討を踏まえて、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。	c) 組織が気候関連のリスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	c) 組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する。

(2) TCFD開示推奨項目における当社の対応（下記の枠で囲んだ部分）

① ガバナンス（気候関連のリスクと機会に関する組織のガバナンスを開示する）

当社は、リスク管理規程に従ってリスク管理委員会を年に2回（必要に応じて随時）開催しております。リスク管理委員会は、社長を委員長として取締役（社外取締役、監査等委員である取締役はオブザーバー参加。）、執行役員で構成され、本委員会における議論の内容については取締役会に報告されます。当社はリスク管理委員会において、TCFD提言に基づく気候変動に伴うリスクの抽出、対応方法などについて議論を行っております。

② 戦略（気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する。）

当社では、戦略を次の4つのステップに区分して対応して参ります。

ステップ1：気候変動によって当社グループが直面するリスクや機会の特定

気候変動による影響を「移行リスク」と「物理リスク」に区分して特定を行います。「移行リスク」とは低炭素社会に移行するために生じる政策規制や市場変化などによる影響のことであり、炭素税の導入や石炭需要の通減などがこれに該当致します。「物理リスク」とは気候変動による災害や海面上昇等の影響のことであり、機会とは低炭素社会移行に伴って新たな収益機会が生まれることであり、例えば温室効果ガスの排出低減に役立つ製品を生産・販売することが新たな収益機会に繋がるというものです。

当社は、2018年11月9日に開示した中期経営計画において、長期的な方針として、祖業である石炭生産事業から完全撤退するとし、M&Aを中心とした事業ポートフォリオの組替を行い、石炭関連事業に依存しない収益基盤の確立を図ってまいりました。そして、2024年3月期で石炭生産分野、石炭販売分野の石炭関連事業は全て終了し、完全撤退いたしました。

当社はこの戦略によって中長期に亘って気候関連リスク（特に石炭需要が通減することで生じる移行リスク）が当社グループに与える影響を低減させることができたと考えております。

ステップ2：シナリオ分析

TCFD提言では、地球全体の気温が何℃上昇する想定で影響を分析するかの「シナリオ」を複数選択し、地球温暖化や気候変動そのものの影響や、気候変動に関する長期的な政策動向による事業環境の変化等を予想することで、事業や経営状況にどのような影響を及ぼし得るかを検討することが推奨されています。

当社グループは複数の異なる事業を保有し、国内外に10か所以上を有する製造拠点はどれも地域分散が図られております。従って気温上昇により生じる局地的な災害（水災等）に対しては現段階では十分なリスク分散が図られており、災害（水災等）がグループ全体に与える影響は限定的と考えております。尚、今後当社グループ全体に重要な影響を与えると判断される事業及び製造拠点の追加が生じた場合は速やかにシナリオの特定を行い、開示を行います。

ステップ3：事業インパクトの評価

ステップ1で特定したリスクや機会の項目がステップ2で想定したシナリオごとの異なる想定によってどのような影響を受けるのかを定量評価するものです。

ステップ4：対応策の策定

ステップ3にて定量評価した影響への対応策の策定を行います。

③ リスク管理（気候関連リスクについて、組織がどのように識別・評価・管理しているかについて開示する。）

気候関連リスクについてはリスク管理委員会において管理して参ります。リスク管理委員会では、重要リスクへの対応方針審議と部門等への指示、並びに対応の進捗状況の確認など当社グループにおけるリスク管理の推進を行っております。

④ 指標及び目標（気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する）

TCFD提言では、排出量については以下の区分にて温室効果ガスの排出量を算定し、開示することが推奨されています。

Scope 1： 燃料の燃焼

Scope 2： 電気の使用

Scope 3 : Scope 1・2 以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出。要するにサプライチェーンでの排出量）

今後リスク管理委員会において気候関連リスクを検討した結果、重要なリスクと判断した場合には算出し開示致します。

- (3) 人的資本の「戦略」並びに「指標及び目標」に関しましては、「第 4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (1) 人材戦略に関する基本方針等」に記載しております。

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクには、以下のようものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 投資等のリスク

当社は当社の子会社において、上場株式への投資を行っております。投資した株式の株価が急激に下落した場合、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) グループ会社における原材料等の調達に関するリスク

当社のグループ会社は、それぞれの業種において、原材料等の調達先を確保しておりますが、昨今の中東情勢の影響等により、原材料等の調達に支障が生じ、調達先ルートの変更等により調達価格が上昇した場合には、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報漏洩リスク

当社グループは機密情報や顧客情報、専門性の高い技術情報等を保有しております。これらの重要情報は適切に管理しておりますが、人的ミスやインターネットを通じた外部からの攻撃等により漏洩すると、取引先・お客様からの信頼低下につながり、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の業績につきましては、産業用製品セグメントの株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングスの売上の増加ならびに金融その他セグメントの株式会社エム・アール・エフを2024年7月に子会社化したことなどにより、売上高は65,468百万円と前年同期比4,893百万円（8.1%）の増収となりました。

営業利益は、当該売上の増加などにより、9,573百万円と前年同期比1,957百万円（25.7%）の増益となりました。

経常利益は、営業外収益に受取配当金436百万円を計上したことなどにより、9,944百万円と前年同期比1,495百万円（17.7%）の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益に太陽光発電事業の譲渡益1,240百万円や投資有価証券売却益744百万円を計上し、特別損失に三井松島リソース株式会社の株式売却損1,429百万円や税金費用3,093百万円を計上したことなどにより、6,716百万円と前年同期比1,929百万円（22.3%）の減益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引消去前の金額によっております。

（生活消費財）

売上高は、日本ストロー株式会社及びMOS株式会社の売上の増加などにより、27,124百万円と前年同期比334百万円（1.2%）の増収となり、セグメント利益は2,459百万円と前年同期比85百万円（3.6%）の増益となりました。

（産業用製品）

売上高は、株式会社ジャパン・チェーン・ホールディングス、日本カタン株式会社及びCST株式会社の売上の増加などにより、33,255百万円と前年同期比3,615百万円（12.2%）の増収となり、セグメント利益は5,061百万円と前年同期比1,231百万円（32.2%）の増益となりました。

（金融その他）

売上高は、株式会社エム・アール・エフを2024年7月に子会社化したことなどにより、5,151百万円と前年同期比945百万円（22.5%）の増収となり、セグメント利益は2,052百万円と前年同期比640百万円（45.3%）の増益となりました。

当社グループの財政状態は、次のとおりであります。

（資産）

資産合計は127,921百万円となり、前連結会計年度末に比べ10,293百万円（8.8%）の増加となりました。主な要因は、棚卸資産及び営業貸付金の増加などによる流動資産の増加3,217百万円（4.5%）、並びに投資有価証券の増加などによる固定資産の増加7,076百万円（15.2%）によるものであります。

(負債)

負債合計は72,120百万円となり、前連結会計年度末に比べ19,974百万円(38.3%)の増加となりました。主な要因は、自己株式取得に伴う借入金の増加などによるものであります。

(純資産)

純資産合計は55,800百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,680百万円(14.8%)の減少となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上があったものの、自己株式の取得などにより株主資本が12,998百万円(20.9)%減少したことによるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は5,701百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,271百万円(36.5%)減少しました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払額3,326百万円、営業貸付金の増加2,704百万円がありましたが、税金等調整前当期純利益9,830百万円などにより5,753百万円の収入となりました。この結果、前年同期比では1,179百万円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資有価証券の売却による収入2,863百万円、事業譲渡による収入1,720百万円がありましたが、投資有価証券の取得による支出7,838百万円、有形及び無形固定資産の取得による支出2,445百万円などにより6,840百万円の支出となりました。この結果、前年同期比では5,077百万円の増加となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入17,500百万円、短期借入金の純増減額2,420百万円がありましたが、自己株式の取得による支出18,056百万円、配当金の支払額1,827百万円、長期借入金の返済による支出1,446百万円などにより2,267百万円の支出となりました。この結果、前年同期比では7,938百万円の増加となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
生活消費財	13,934	9.1
産業用製品	15,789	0.6
合計	29,723	4.4

(注) 金額は、製造原価によっており、セグメント間取引については、相殺消去しております。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
生活消費財	17,132	1.2	757	6.9
産業用製品	23,349	1.1	10,595	9.1

(注) セグメント間取引については、相殺消去しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
生活消費財	27,109	1.3
産業用製品	33,255	12.2
金融その他	5,103	22.5
合計	65,468	8.1

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 当連結会計年度は、販売実績及び総販売実績に対する割合が100分の10以上となる相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当連結会計年度の経営成績についての分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 当連結会計年度の財政状態についての分析

当連結会計年度における自己株式の取得ならびに株式投資事業の拡大などにより、当連結会計年度末の現金及び預金は5,701百万円と前年同期比3,271百万円減少しております。

また、上記自己株式取得資金を金融機関から調達したことなどにより、借入金は50,237百万円と前年同期比18,473百万円増加しております。

これにより、自己資本比率は43.5%と前年同期比12.0%低下したものの、経営者として財務の健全性に問題はないと認識しております。

c. 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、前述の「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

d. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度の経常利益に支払利息、減価償却費及びのれん償却額を足し戻したEBITDAは12,752百万円と確実にキャッシュを創出しており、現時点で資金流動性に対する懸念はないと認識しております。なお、銀行団と借入極度額を5,000百万円とするコミットメントライン契約等を締結しており、不測の事態にも対応できる態勢となっております。

なお、当社グループにおける、経営上の目標及びその進捗状況については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりです。

5 【重要な契約等】

(財務制限条項が付された借入金契約)

当社が締結している財務制限条項が付された借入金契約の契約に関する内容等は以下のとおりであります。なお、財務上の特約の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係) ※4 財務制限条項」に記載しております。

契約締結日	弁済期限	相手方の属性	契約形態	期末残高 (百万円)	担保
2019年5月28日	2029年3月30日	都市銀行 地方銀行	シンジケートローン	9,325	なし
2026年1月27日	2036年1月31日				

6 【研究開発活動】

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は1,954百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

- (1) 生活消費財におきましては、696百万円の設備投資を実施しており、その主なものは生産設備増強等の設備投資であります。
- (2) 産業用製品におきましては、890百万円の設備投資を実施しており、その主なものは設備の維持更新等であります。
- (3) 金融その他におきましては、307百万円の設備投資を実施しており、その主なものは賃貸用不動産の空調設備更新等であります。
- (4) 全社共通におきましては、59百万円の設備投資を実施しており、その主なものは本社ビルの空調設備更新等であります。

なお、当連結会計年度において、784百万円の減損損失を計上しております。減損損失の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※5 減損損失」に記載のとおりであります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	
大手門パインビル (福岡市中央区)	金融その他 全社共通	地上11階、地下1階 (賃貸ビル・一部を自 社及び関係会社事務 所として使用)	1,247 (1,781)	744	3	—	8	2,003	45 [—]

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	リース 資産	その他	合計	
日本カタン(株)	本社工場 (大阪府枚方市)	産業用製品	本社事務 所・製造 設備	1,432 (16,945)	449	55	—	33	1,971	91 [13]
ゼクサスチ ェン(株)	関東製作所 (埼玉県熊谷市)	産業用製品	製造設備	390 (20,424)	422	236	—	88	1,137	116 [4]
(株)杉山チ ェン製作所	本社・工場 (埼玉県入間市)	産業用製品	本社事務 所・製造 設備	292 [14,000]	229	260	184	99	1,066	163 [8]
CST(株)	本社・工場 (神奈川県高座郡)	産業用製品	本社事務 所・製造 設備	618 (4,962)	168	113	—	32	932	82 [5]
	江刺工場 (岩手県奥州市)	産業用製品	製造設備	100 (16,338)	340	94	—	44	580	33 [4]
MOS(株)	古河工場 (茨城県古河市)	生活消費財	製造設備	247 (10,850)	272	296	—	7	823	63 [—]
日本スト ロー(株)	熊本工場 (熊本県熊本市)	生活消費財	製造設備	261 (13,085)	214	263	—	8	748	51 [8]

- (注) 1 土地の一部を賃借しており、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
2 従業員数には、連結子会社の人員を含めて表示しております。
3 従業員数の[]は、臨時従業員を外書きしております。
4 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

(注) 2025年5月13日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は120,000,000株増加し、150,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,322,000	65,322,000	東京証券取引所 プライム市場 福岡証券取引所	単元株式数は 100株であります。
計	65,322,000	65,322,000	—	—

(注) 当社は、2025年5月13日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付にて株式の分割（1株を5株に分割）を実施したため、当社の発行済株式総数は52,257,600株増加し、65,322,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (百株)	発行済株式 総数残高 (百株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年10月1日 (注) 1	522,576	653,220	—	8,571	—	6,219

(注) 1 2025年5月13日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付にて株式の分割（1株を5株に分割）を実施したため、当社の発行済株式総数は522,576百株増加し、653,220百株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	17	32	139	86	37	17,803	18,114	—
所有株式数 （単元）	—	103,793	14,713	80,019	32,127	245	421,421	652,318	90,200
所有株式数の 割合（%）	—	15.91	2.26	12.27	4.92	0.04	64.60	100.00	—

(注) 1 自己株式26,043,340株は「個人その他」に260,433単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

2 上記のほか、「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式が「金融機関」に9,830単元含まれております。

3 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	40,232	10.50
株式会社フォルティス	東京都渋谷区南平台町3-8	35,589	9.29
株式会社シティインデックスファースト	東京都台東区蔵前3丁目13-14	19,158	5.00
野村 絢 (常任代理人 三田証券株式会社)	Bukit Tunggal Road Singapore (東京都中央区日本橋兜町3-11)	16,863	4.40
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	16,591	4.33
株式会社十八親和銀行	長崎県長崎市銅座町1番11号	16,341	4.26
ヨシダ トモヒロ	大阪府大阪市淀川区	15,228	3.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	10,956	2.86
株式会社エスグラントコーポレーション	東京都渋谷区南平台町3-8	9,772	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	7,500	1.95
計	—	188,230	49.15

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、全株数が信託業務に係る株式であります。

2 上記のほか、当社所有の自己株式270,263百株(持株比率41.37%)があります。

3 「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式9,830百株を自己株式数に含めて記載しております。

4 前事業年度末現在主要株主であった株式会社南青山不動産は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。なお、当該主要株主の異動については、2025年7月17日付で臨時報告書を提出しております。

- 5 野村證券株式会社及びその共同保有者から2025年9月4日付で大量保有報告書（変更報告書（特例対象株券等））の提出があり、2025年8月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書（特例対象株券等））の内容は以下のとおりであります。当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、下記保有株券等の数は当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2	0.00
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	761	0.58
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	4,742	3.63
計	—	5,505	4.21

- 6 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者から2025年11月17日付で大量保有報告書（変更報告書（特例対象株券等））の提出があり、2025年11月10日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書（変更報告書（特例対象株券等））の内容は以下のとおりであります。当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、下記保有株券等の数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	16,337	2.50
三菱UFJアセットマネジメント 株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	2,597	0.40
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	1,633	0.25
計	—	20,567	3.15

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 27,026,300	9,830	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,205,500	382,055	—
単元未満株式	普通株式 90,200	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	65,322,000	—	—
総株主の議決権	—	391,885	—

- (注) 1 2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。
- 2 「完全議決権株式(自己株式等)」欄には当社所有の自己株式が26,043,300株、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式983,000株(議決権9,830個)が含まれております。
- 3 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。
- 4 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井松島ホールディングス 株式会社	福岡市中央区大手門 1-1-12	26,043,300	983,000	27,026,300	41.37
計	—	26,043,300	983,000	27,026,300	41.37

- (注) 1 2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、上記株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。
- 2 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
「株式給付信託(BBT)」制度の 信託財産として拠出	株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

[役員株式所有制度の概要]

2026年6月17日 有価証券報告書提出日現在の状況

①株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））

当社は、監査等委員である取締役以外の取締役及び執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）が、中長期的な業績向上と企業価値増大に貢献する意識をより一層高めること、並びに監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」及び「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）が、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを目的として、2018年6月22日開催の第162回定時株主総会決議に基づき、2018年8月24日より当社役員等に対する「株式給付信託（BBT）」（以下、「現行BBT制度」といいます。）を導入しております。

現行BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

②当社役員等に取得させる予定の株式の総数

当社は、792百万円を拠出し、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式を210,800株（2025年10月1日を効力発生日とする株式分割（1株を5株に分割）前の株式数を記載。以下②において同じ。）取得しており、そのうち14,200株を2025年6月までに退任した当社役員等に対し交付しております。

また、現行BBT制度が終了するまでの間、当社は本信託内に残存する当社株式数、及び今後の給付見込みの当社株式数等を踏まえて、随時追加拠出を行います。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

③当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2026年6月19日 定時株主総会終結後の状況

①株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））

当社は、2026年6月19日開催予定の第170回定時株主総会において、現行BBT制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下、「本制度」といいます。）に移行することに関する議案を付議しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（監査等委員に関する部分の制定改廃につきましては、監査等委員である取締役の協議によることとしております。）に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、当社役員等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時とします。

②当社役員等に取得させる予定の株式の総数

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、改定後の本制度に基づく信託として存続するものといたします。

また、本制度が終了するまでの間、当社は本信託内に残存する当社株式数、及び今後の給付見込みの当社株式数等を踏まえて、随時追加拠出を行います。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

③当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年2月14日）での決議状況 （取得期間 2025年2月17日～2025年8月18日）	300,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	44,700	160,051,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	255,300	839,948,500
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	85.1	84.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合（%）	85.1	84.0

（注）1 取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 自己株式の取得方法は、東京証券取引所における市場買付であります。

3 2025年2月14日開催の取締役会において、取得期間を2025年2月17日から2025年8月18日までとする旨を決議しておりましたが、2025年5月13日開催の取締役会において、同日付で上記決議に基づく自己株式の取得を中止することを決議しております。

4 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年5月13日及び2025年6月18日）での決議状況 （取得期間 2025年6月2日～2026年6月1日）	20,000,000	20,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	17,565,900	17,895,792,800
残存決議株式の総数及び価額の総額	2,434,100	2,104,207,200
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	12.2	10.5
当期間における取得自己株式	1,267,700	1,746,350,200
提出日現在の未行使割合（%）	5.8	1.8

（注）1 取得期間は約定ベースで、取得自己株式は受渡ベースで記載しております。

2 2025年6月18日開催の取締役会において、当社普通株式につき公開買付けを行うことを決議いたしました。公開買付けの概要は以下のとおりです。

買付け等の期間 2025年6月19日から2025年7月16日まで

買付け等の価格 1株につき金5,000円

買付け予定数 3,999,900株

決済の開始日 2025年8月8日

また、2025年8月8日開催の取締役会において、本公開買付けに基づいて取得されなかった分については、2025年8月18日から2026年6月1日までの間、東京証券取引所における市場買付けを行うことを決議いたしました。

3 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、取得し得る株式数については、4,000,000株から20,000,000株に変更しております。本表における株式数については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	435	448,865
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1 2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことにより、当事業年度における取得自己株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

2 当期間における取得自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式983,000株は、取得自己株式に含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	27,026,340	—	28,294,040	—

(注) 1 2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことにより、当事業年度における株式数は、当該株式分割後の株式数を記載しております。

2 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 「株式給付信託(BBT)」に係る株式会社日本カストディ銀行(信託E口)所有の当社株式983,000株を自己株式に含めております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけており、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、取締役会において決定いたします。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針及び業績動向等を総合的に勘案した結果、1株当たり中間配当23円、期末配当41円とし、年間での配当64円といたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年11月7日 取締役会決議	920	23
2026年5月13日 取締役会決議	1,610	41

※当社は、2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。

上記の1株当たり配当金は株式分割実施後の株式数を基準とした金額となります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任を全うすることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけており、このことが株主価値を高めることの一つとも認識しています。その実現のために、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人などの法律上の機能整備を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えています。

また、株主及び投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めていく方針です。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。取締役会の議決権等を有する監査等委員である取締役を置くことで業務執行者に対する監査・監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものです。

当社の設置している各機関の概要は以下の通りであります。

a. 取締役会

取締役会是有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在、取締役7名（うち監査等委員である取締役3名）で構成し、株主総会に関する事項、決算、予算に関する事項その他当社の経営に関する重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、並びに法令、定款及び取締役会規則にて定めた決議事項について決定を行っております。原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

b. 監査等委員会

監査等委員会是有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名置いております。各監査等委員は取締役会等の重要な会議に出席するほか、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社及び子会社の業務及び財産の状況の調査等を行い、取締役の職務執行について監査しております。また、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役を1名選任しております。詳細は「（3）監査の状況」に記載の通りであります。

c. 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。詳細は「（3）監査の状況」に記載の通りであります。

d. 経営会議

経営会議は取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員で構成し、社外取締役、監査等委員である取締役をオブザーバーとしております。原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催しており、社内規程に則り、取締役会事前審議事項及び経営会議決議事項について審議しております。執行役員は、有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在で7名となっております。執行役員の任期は1年であり、業務執行責任の明確化を図っております。

e. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は社長を委員長、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）、執行役員を委員とし、社外取締役、監査等委員である取締役及び内部監査部長をオブザーバーとしております。原則として年2回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、コンプライアンスに関連する事項の審議あるいは内部通報がされた事項の報告及びその対応状況の確認等を行っております。

f. リスク管理委員会

リスク管理委員会は社長を委員長、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）、執行役員を委員とし、社外取締役、監査等委員である取締役及び内部監査部長をオブザーバーとしております。原則として年2回開催するほか、必要に応じて随時開催しており、リスク管理を行っております。具体的には「③企業統治に関するその他の事項 b. リスク管理体制の整備状況」に記載の通りであります。

g. 指名諮問委員会

指名諮問委員会は代表取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役で構成され、代表取締役の選定・解職等について取締役会の諮問を受け審議し、答申しており、取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

h. 役員報酬諮問委員会

役員報酬諮問委員会は社外取締役2名で構成され、取締役報酬及び執行役員報酬について取締役会の諮問を受け審議し、答申しており、公正性と透明性のある報酬決定手続きを確保しております。

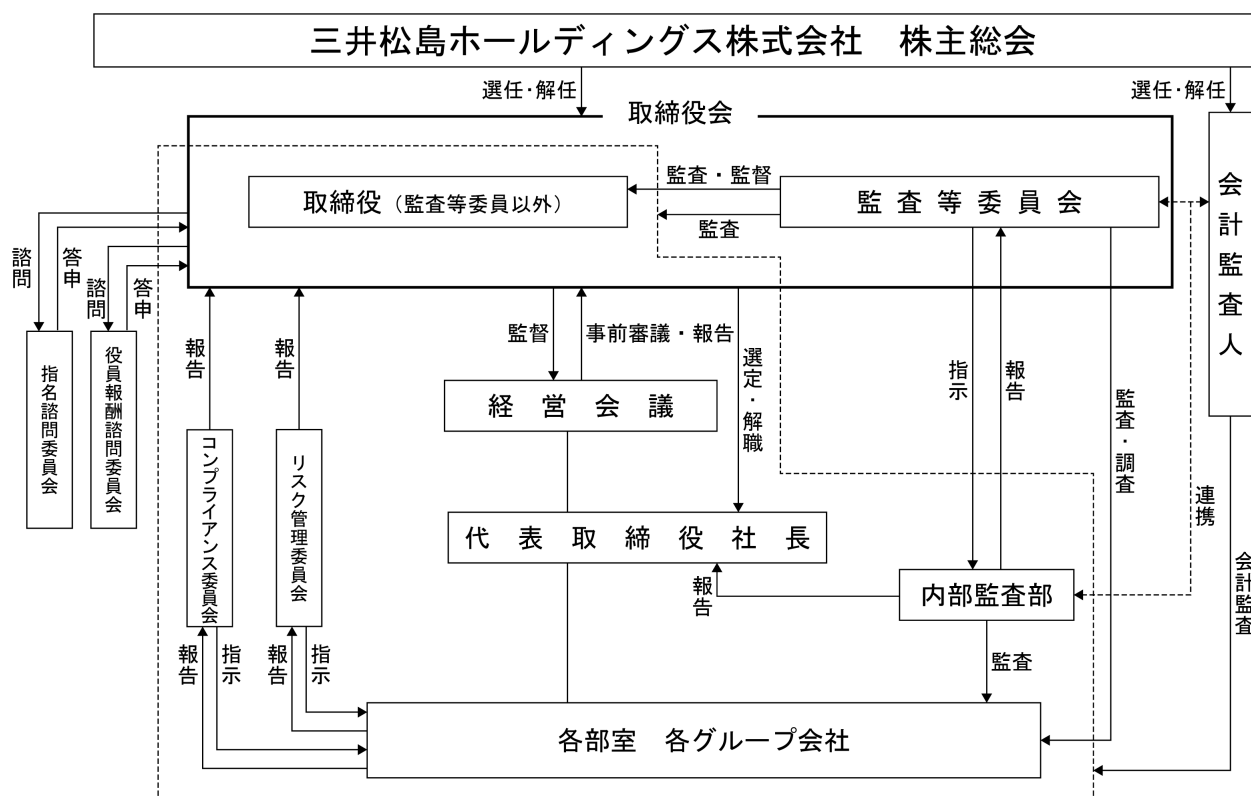
有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在の各機関の構成員は以下の通りであります。

機関の名称	構成員の属性	構成員の氏名
a. 取締役会	取締役	串間新一郎（議長）、吉岡泰士、脇山章太（社外）、金丸絢子（社外）、野元敏博（監査等委員）、荒木隆繁（監査等委員、社外）、満江由香（監査等委員、社外）
b. 監査等委員会	監査等委員	野元敏博（委員長、常勤）、荒木隆繁（社外、常勤）、満江由香（社外）
c. 会計監査人		有限責任監査法人トーマツ （詳細は「（3）監査の状況」に記載）
d. 経営会議	取締役（社外、監査等委員以外）	串間新一郎、吉岡泰士（議長）
	執行役員	永野毅、阿部美紀子、小林俊哉、永川悟、井上泰輔、永川恵浩、酒井亮徳
e. コンプライアンス委員会	取締役（社外、監査等委員以外）	串間新一郎、吉岡泰士（委員長）
	執行役員	永野毅、阿部美紀子、小林俊哉、永川悟、井上泰輔、永川恵浩、酒井亮徳
f. リスク管理委員会	同上	同上
g. 指名諮問委員会	代表取締役	串間新一郎、吉岡泰士（委員長）
	監査等委員	野元敏博、荒木隆繁（社外）、満江由香（社外）
	社外取締役	脇山章太（社外）、金丸絢子（社外）
h. 役員報酬諮問委員会	社外取締役	荒木隆繁（委員長、社外）、満江由香（社外）

なお、当社は、2026年6月19日開催予定の第170回定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び「監査等委員である取締役3名選任の件」を付議いたします。当該議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役会・監査等委員会等、各機関の構成員は以下の通りであります。

機関の名称	構成員の属性	構成員の氏名
a. 取締役会	取締役	吉岡泰士（議長）、阿部美紀子（執行役員兼務）、脇山章太（社外）、金丸絢子（社外）、野元敏博（監査等委員）、満江由香（監査等委員、社外）、小林正紀（監査等委員、社外）
b. 監査等委員会	監査等委員	野元敏博（委員長、常勤）、満江由香（社外）、小林正紀（社外）
c. 会計監査人		有限責任監査法人トーマツ （詳細は「（3）監査の状況」に記載）
d. 経営会議	取締役（社外、監査等委員以外）	吉岡泰士（議長）、阿部美紀子（執行役員兼務）
	執行役員（取締役兼務者以外）	永野毅、永川悟、井上泰輔、永川恵浩、酒井亮徳
e. コンプライアンス委員会	取締役（社外、監査等委員以外）	吉岡泰士（委員長）、阿部美紀子（執行役員兼務）
	執行役員（取締役兼務者以外）	永野毅、永川悟、井上泰輔、永川恵浩、酒井亮徳
f. リスク管理委員会	同上	同上
g. 指名諮問委員会	代表取締役	吉岡泰士（委員長）
	監査等委員	野元敏博、満江由香（社外）、小林正紀（社外）
	社外取締役	脇山章太（社外）、金丸絢子（社外）
h. 役員報酬諮問委員会	社外取締役	満江由香（委員長、社外）、脇山章太（社外）

当社の企業統治の体制の模式図は以下の通りであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、法令に従い、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議し、この決議に基づいて内部統制システムを適切に整備・運用しております。この決議の内容は以下の通りであります。

- 1 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項1号ハ、同法施行規則110条の4第2項5号）
- 当社グループは、取締役、全使用人を含めた者を対象とする行動規範として「経営の基本理念」、「経営ビジョン（次の100年のために私たちが目指す姿）」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、遵守を図る。取締役会については、取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保され、原則として月1回定期的に開催するほか、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ顧問弁護士等に意見を求め、法令定款違反行為を未然に防止する。
- また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針及び分担に従い、監査等委員会の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- 2 業務の適正を確保するための体制（会社法第399条の13第1項1号ロ、ハ、同法施行規則第110条の4）
- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制（会社法施行規則第110条の4第2項1号）
- 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下職務執行情報という。）の取扱は、当社社内規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（同2項2号、5号）
- ① 当社グループ全体のリスク管理の基本的枠組みを定めた「リスク管理規程」に従って、「リスク管理委員会」を中心にリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図る。
- ② 業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクは、事前に各社・各部署において検討の上、経営会議並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- ③ 仕入・販売取引、為替・金利変動、与信リスク等の各社・各部署における事業活動上のリスクについては、職務権限責任規程に基づき審査、裁決もしくは承認されることによって、損失の危険を回避・予防する。

- ④ 内部監査部はリスク管理体制について監査を行い、監査を受けた各社・各部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（同2項3号）
- ① 経営機能と業務執行の分離による意思決定の迅速化及び効率化を目的に執行役員制度を導入する。
- ② 当社には意思決定機関として取締役会のほか、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員をメンバーとする経営会議を設置して権限の一部を移譲し、最重要案件のみを取締役会決議事項とすることで、取締役の職務の効率化を確保する。その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制を確立するものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限責任規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- (4) 当社グループの使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同2項4号、5号）
- ① 当社グループの全使用人に法令及び定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルに基づき、当社グループの全使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を確立する。
- ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容並びに対処案をコンプライアンス委員会を通じて取締役会、監査等委員会に報告される体制を確立する。
- ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、必要に応じ、各部門に責任者、推進者を配置し、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督することとする。
- ④ 内部監査部は、法令・定款・社内規程の遵守状況について監査を行い、監査を受けた各社・各部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- (5) その他当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制（同2項5号）
- ① 子会社の適切な管理方針を定めたグループ会社管理規程を制定し、当社の所管部が事案ごとに子会社の当社に対する報告事項や承認事項を管理する。
- ② 子会社の業務執行にかかる意思決定手続は、当社及び子会社の職務権限責任規程に従って実行される。当社が子会社の意思決定に一定の関与を行うことで、子会社の業務運営の適正性を確保する。
- ③ 当社の内部監査部は子会社との間で内部監査契約を締結しグループ全体の内部監査を行う。監査結果は当社の関連部署及び取締役会に報告され、必要に応じて是正・改善が行われる。
- ④ 当社グループは、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項（同1項1号）
監査等委員会からの要請により、必要な期間、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことがある。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同1項2号、3号）
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については監査等委員会の同意を必要とする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき当該職務を行う期間は、監査等委員会の指揮命令下にあるものとする。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同1項4号、5号）
- ① 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次の通りとする。
当社グループの内部統制システム確立に関わる部門の活動状況
当社の子会社等の監査役及び内部監査部またはこれに相当する部署の活動状況
当社グループの重要な会計方針、会計基準及びその変更
当社グループの業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
当社グループの内部通報制度の運用及び通報の内容
当社グループの社内稟議書および監査等委員から要求された会議議事録の回覧の義務付け
- ③ 当社グループの役職員が監査等委員会に当該報告及び情報提供を行ったことを理由として、当該役職員に対して不利益な取扱いをしないこととする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（同1項6号）
- ① 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ② 当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同1項7号）
監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（監査等委員会が臨時に必要と判断する場合は、別途）設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

3 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

b. リスク管理体制の整備状況

当社では、社長を委員長とし、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）、執行役員を委員とするリスク管理委員会を設置しており、当事業年度は2回開催しております。リスク管理委員会では、当社全部署から報告されたすべてのリスクを評価し、重要リスクを特定した上で、その対応方針の決定及び対応状況の確認等を行っております。また、全子会社から報告されたすべての重要リスクについて、その対応状況の確認等を行っております。

c. 当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社から当社に対する報告事項や承認事項については、グループ会社管理規程及び職務権限・責任規程に従って事案ごとに当社の専門部署が管理しております。

子会社の業務運営の適正性を確保するため、子会社の経営上で特に重要な事項については、当社の取締役会あるいは経営会議において審議・決定しております。また、子会社の取締役会議事録は毎月当社の取締役会に報告するものとし、必要に応じて子会社の取締役に議案の内容説明を求めており、当社取締役会が子会社の取締役会を監督できる体制を採っております。さらに、内部監査部が子会社との間で内部監査契約を締結して子会社の内部監査を実施しております。

d. 責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）全員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役に関する事項

定款規定の取締役員数は12名以内（うち、監査等委員である取締役は5名以内）であります。監査等委員でない取締役の任期は1年と定め、経営責任の明確化を図っております。

当社の取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う旨並びに累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会決議に関する事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な剰余金の配当等を行うことを目的とするものであります。

また、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 取締役会、指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の開催状況および個々の取締役の出席状況

当事業年度の取締役会、指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の開催状況および個々の取締役の出席状況については次のとおりです。

役職名	氏名	開催状況および出席状況		
		取締役会	指名諮問委員会	役員報酬諮問委員会
代表取締役会長	串間 新一郎	15回/15回	1回/1回	
代表取締役社長	吉岡 泰士	15回/15回	1回/1回	
社外取締役	脇山 章太	15回/15回	1回/1回	
社外取締役	野田部 哲也	5回/5回		
社外取締役	金丸 絢子	10回/10回	1回/1回	
監査等委員である 取締役	野元 敏博	15回/15回	1回/1回	
監査等委員である 社外取締役	荒木 隆繁	15回/15回	1回/1回	1回/1回
監査等委員である 社外取締役	満江 由香	15回/15回	1回/1回	1回/1回

(注) 1. 野田部哲也は、2025年6月20日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2. 金丸絢子は、2025年6月20日開催の定時株主総会において取締役に就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

a. 有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

男性5名 女性2名 （役員のうち女性の比率29%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表 取締役 会長	串 間 新一郎	1951年6月4日生	1975年4月 ㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 1995年2月 同行国際企画部詰 インドネシアさくら銀行副社長 1999年10月 同行鹿児島支店長 2004年4月 ㈱ベルデ九州取締役管理本部長 2005年6月 当社入社 取締役 常務執行役員 2007年6月 当社取締役 専務執行役員 2008年4月 当社取締役 副社長執行役員 2008年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2014年6月 当社代表取締役会長（現）	(注) 2	112,900
代表 取締役 社長	吉 岡 泰 士	1969年6月13日生	1992年11月 J.P. モルガン証券会社東京支店（現JPモルガン証券㈱）入社 1995年6月 ブルデンシャル生命保険㈱入社 2001年10月 デロイトトーマツFAS㈱（現合同会社デロイトトーマツ）入社 2007年1月 GCA㈱（現フリーハン・ローキー㈱）入社 2013年7月 当社入社 海外業務部 部長 経営企画部 部長 兼務 2014年7月 当社経営企画部 部長 2017年4月 当社執行役員 経営企画部長 2018年4月 当社常務執行役員 経営企画部長 2019年4月 当社常務執行役員 経営企画部担当 2020年6月 当社代表取締役社長（現）	(注) 2	28,700
取締役	脇 山 章 太	1974年10月17日生	1997年4月 日商岩井㈱（現双日㈱）入社 2000年10月 住友林業㈱ 入社 2012年4月 ㈱北洋建設 入社 2013年10月 同社 代表取締役副社長 2018年11月 同社 代表取締役社長（現） ㈱九州みらい建設グループ（現㈱地域みらいグループ） 代表取締役社長（現） 2023年6月 当社 社外取締役（現）	(注) 2	—
取締役	金 丸 絢 子	1980年1月27日生	2006年10月 弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2016年1月 同事務所 パートナー（現） 2021年5月 ㈱メディアドゥ 社外取締役（現） 2023年6月 ㈱オートボックスセブン 社外取締役（監査等委員）（現） 2025年6月 当社社外取締役（現）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等 委員 (常勤)	野 元 敏 博	1958年3月11日生	1982年4月 2004年4月 2006年4月 2009年4月 2011年5月 2012年5月 2013年4月 2014年6月 2015年6月 2017年4月 2018年4月 2020年6月	㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 同行川口法人営業部 部長 同行自由が丘法人営業部 部長 同行大森法人営業部 部長 当社出向 経営企画部 部長 当社入社 理事 経営企画部 部長 当社執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当 当社取締役 常務執行役員 経理部長 経営企画部担当 当社取締役 専務執行役員 生活関連事業本部長 当社取締役 常勤監査等委員（現）	(注) 3	29,500
取締役 監査等 委員 (常勤)	荒 木 隆 繁	1951年10月13日生	1975年4月 2005年6月 2006年6月 2008年6月 2008年8月 2012年6月 2016年6月	㈱親和銀行（現㈱十八親和銀行）入行 同行代表取締役頭取 ㈱九州親和ホールディングス取締役 同社代表取締役社長 当社社外監査役 ㈱F F G ビジネスコンサルティング 代表取締役社長 当社常勤社外監査役 当社社外取締役 常勤監査等委員（現）	(注) 3	8,600
取締役 監査等 委員	満 江 由 香	1975年9月20日生	1998年4月 2008年12月 2012年9月 2023年9月 2024年6月	九電情報サービス㈱（現Qsol㈱）入社 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）福岡事務所 入所 公認会計士登録 満江由香公認会計士事務所開設 同事務所所長（現） 当社社外取締役 監査等委員（現）	(注) 3	—
計						179,700

- (注) 1 脇山章太、金丸絢子、荒木隆繁、満江由香は、社外取締役であります。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 野元敏博 委員 荒木隆繁 委員 満江由香
- 5 当社では、2001年4月1日より執行役員制度を導入しております。
有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在、以下の7名で構成されております。
上席執行役員 総務部担当、人事部担当（※） 永 野 毅
上席執行役員 経営企画部担当（※） 阿 部 美紀子
執行役員 小林 俊 哉
執行役員 経理部長（※） 永 川 悟
執行役員 財務戦略室長、㈱システックキョーワ 代表取締役会長（※） 井 上 泰 輔
執行役員 システム企画部長（※） 永 川 恵 浩
執行役員 経営企画部長（※） 酒 井 亮 徳
- （※）他に子会社役員を兼務
- 6 所有株式数には、当社の報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」で付与された株式給付ポイントに相当する潜在株式数（本報告書提出時点。下記表をご参照ください）は含まれておりません。

串間 新一郎	157,220株
吉岡 泰士	147,710株
脇山 章太	4,580株
金丸 絢子	—
野元 敏博	30,360株
荒木 隆繁	25,785株
満江 由香	1,720株

本制度の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」及び「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」に記載のとおりであります。

- 7 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
篠原 俊	1954年12月7日生	1980年3月 1982年1月 1984年5月 2010年1月 2010年6月 2025年10月	公認会計士登録 公認会計士篠原俊事務所 所長 税理士登録 篠原・植田税理士法人 代表社員(現) 当社社外取締役 監査法人篠原パートナーズ 代表社員(現)	—

b. 2026年6月19日開催予定の第170回定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」、「監査等委員である取締役3名選任の件」、「補欠の監査等委員である取締役1名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の役員の状況は次のとおりであります。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性4名 女性3名 （役員のうち女性の比率43%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表 取締役 社長	吉岡 泰士	1969年6月13日生	1992年11月 1995年6月 2001年10月 2007年1月 2013年7月 2014年7月 2017年4月 2018年4月 2019年4月 2020年6月	J.P. モルガン証券会社東京支店（現JPモルガン証券㈱）入社 ブルデンシャル生命保険㈱入社 デロイトトーマツFAS㈱（現合同会社デロイトトーマツ）入社 GCA㈱（現フリーハン・ローキー㈱）入社 当社入社 海外業務部 部長 経営企画部 部長 兼務 当社経営企画部 部長 当社執行役員 経営企画部長 当社常務執行役員 経営企画部長 当社常務執行役員 経営企画部担当 当社代表取締役社長（現）	(注) 2	28,700
取締役 上席執行役員	阿部 美紀子	1973年5月2日生	1996年4月 2004年7月 2018年10月 2019年4月 2020年6月 2024年4月 2024年6月 2026年6月	財団法人日本不動産研究所（現一般財団法人日本不動産研究所）入所 GCA㈱（現フリーハン・ローキー㈱）入社 当社入社 経営企画部 部長 当社経営企画部長 当社執行役員 経営企画部長 当社執行役員 経営企画部担当 当社上席執行役員 経営企画部担当 当社取締役 上席執行役員 経営企画部担当（現）	(注) 2	28,200
取締役	脇山 章太	1974年10月17日生	1997年4月 2000年10月 2012年4月 2013年10月 2018年11月 2023年6月	日商岩井㈱（現双日㈱）入社 住友林業㈱ 入社 ㈱北洋建設 入社 同社 代表取締役副社長 同社 代表取締役社長（現） ㈱九州みらい建設グループ（現㈱地域みらいグループ） 代表取締役社長（現） 当社 社外取締役（現）	(注) 2	—
取締役	金丸 絢子	1980年1月27日生	2006年10月 2016年1月 2021年5月 2023年6月 2025年6月	弁護士登録 弁護士法人大江橋法律事務所入所 同事務所 パートナー（現） ㈱メディアドゥ 社外取締役（現） ㈱オートバックスセブン 社外取締役（監査等委員）（現） 当社社外取締役（現）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 監査等 委員 (常勤)	野 元 敏 博	1958年3月11日生	1982年4月 2004年4月 2006年4月 2009年4月 2011年5月 2012年5月 2013年4月 2014年6月 2015年6月 2017年4月 2018年4月 2020年6月	㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 同行川口法人営業部 部長 同行自由が丘法人営業部 部長 同行大森法人営業部 部長 当社出向 経営企画部 部長 当社入社 理事 経営企画部 部長 当社執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部担当 情報システム部担当 当社取締役 常務執行役員 経営企画部長 経理部長 システム企画室担当 当社取締役 常務執行役員 経理部長 経営企画部担当 当社取締役 専務執行役員 生活関連事業本部長 当社取締役 常勤監査等委員（現）	(注) 3	29,500
取締役 監査等 委員	満 江 由 香	1975年9月20日生	1998年4月 2008年12月 2012年9月 2023年9月 2024年6月	九電情報サービス㈱(現Qso1㈱) 入社 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）福岡事務所 入所 公認会計士登録 満江由香公認会計士事務所開設 同事務所所長（現） 当社社外取締役 監査等委員（現）	(注) 3	—
取締役 監査等 委員	小 林 正 紀	1970年7月8日生	1994年4月 1997年10月 1998年3月 2000年3月 2001年9月 2008年4月 2008年12月 2009年7月 2014年8月 2025年7月 2026年6月	㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 中央ターパス・アンド・ライブランド国際 税務事務所（現PwC税理士法人）入所 公認会計士登録 ㈱価値総合研究所 入社 ㈱ブレインリンク設立 代表取締役 ㈱デューデリジェンス（現G-FAS㈱）入社 税理士登録 税理士法人DCo設立 社員 GCA税理士法人（税理士法人DCoより商号変更）代表社員 GCA FAS㈱（現G-FAS㈱）常務取締役 G-FAS税理士法人設立 代表社員（現） 当社社外取締役 監査等委員（現）	(注) 3	—
計						86,400

- (注) 1 脇山章太、金丸絢子、満江由香、小林正紀は、社外取締役であります。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長 野元敏博 委員 満江由香 委員 小林正紀
- 5 当社では、2001年4月1日より執行役員制度を導入しております。
当社の執行役員の状況は、以下の5名（取締役兼務者を除く）で構成されております。
上席執行役員 総務部担当、人事部担当 (※) 永 野 毅
執行役員 経理部長 (※) 永 川 悟
執行役員 財務戦略室長、㈱システックキョーワ 代表取締役会長 (※) 井 上 泰 輔
執行役員 システム企画部長 (※) 永 川 恵 浩
執行役員 経営企画部長 (※) 酒 井 亮 徳

(※) 他に子会社役員を兼務

- 6 所有株式数には、当社の報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」で付与された株式給付ポイントに相当する潜在株式数（下記表をご参照ください）は含まれておりません。

吉岡 泰士	186,856株
阿部 美紀子	35,180株
脇山 章太	6,870株
金丸 絢子	2,290株
野元 敏博	34,845株
満江 由香	3,440株
小林 正紀	—

本制度の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」及び「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) 役員の報酬等」に記載のとおりであります。

- 7 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
篠原 俊	1954年12月7日生	1980年3月 1982年1月 1984年5月 2010年1月 2010年6月 2025年10月	公認会計士登録 公認会計士篠原俊事務所 所長 税理士登録 篠原・植田税理士法人 代表社員(現) 当社社外取締役 監査法人篠原パートナーズ 代表社員(現)	—

② 社外役員の状況

当社は、有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在、4名の社外取締役を選任しております。

社外取締役はそれぞれの専門的な知識と経験に基づいて、公正かつ客観的な立場から、取締役会等の重要な会議において助言・提言を行い、経営の透明性の向上や健全性の維持に貢献しております。

社外取締役と当社との間に人的、資金的又は取引関係その他の利害関係は存在しておりません。

社外取締役である金丸絢子が所属する弁護士法人大江橋法律事務所との間に一般的な法律相談に関する取引実績がありますが、取引の規模・性質及び当社の定める独立性基準に照らして、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

監査等委員である社外取締役の荒木隆繁は、2007年10月まで株式会社親和銀行（現株式会社十八親和銀行）の代表取締役頭取でありましたが、その後同行において何らの役職にも就いておらず、報酬等も受け取っていないため、利害関係は一切なく、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役である脇山章太及び監査等委員である社外取締役の満江由香が、役員又は使用人であった他の会社等及び現在において役員である他の会社等と当社との間に人的、資金的又は取引関係その他の利害関係は存在しておりません。

なお、役員の役職等につきましては、有価証券報告書提出日（2026年6月17日）現在の内容（役職等）を記載しております。

2026年6月19日開催予定の第170回定時株主総会の議案（決議事項）として「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、監査等委員である社外取締役の荒木隆繁が退任し、新たに小林正紀が監査等委員である社外取締役に就任いたします。

監査等委員である社外取締役に就任予定の小林正紀と当社との間に人的、資金的又は取引関係その他の利害関係は存在しておりません。

監査等委員である社外取締役に就任予定の小林正紀が、役員又は使用人であった他の会社等及び現在において役員である他の会社等と当社との間に人的、資金的又は取引関係その他の利害関係は存在しておりません。

また、当社は、社外取締役を選任するための会社からの独立性に関する基準を下記の通り定めております。

社外取締役の選任及び独立性に関する基準

第1条（目的）

本基準は、当社における社外取締役の選任及び独立性に関する基準を定めることを目的とする。

第2条（社外取締役（監査等委員である取締役を除く。））

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から、広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

第3条（監査等委員である社外取締役）

監査等委員である社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者
3. 会社法第331条第3項に定める兼任禁止規定に該当しない者
4. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者

第4条（社外取締役の独立性）

①当社における社外取締役のうち、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役は、独立性を有するものと判断されるものとする。

- 1) 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者
- 2) 当社を主要な取引先（直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう）とする者又はその業務執行者である者
- 3) 当社の主要な取引先（直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう）又はその業務執行者である者
- 4) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- 5) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- 6) 当社のメインバンクや主要な借入先又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人
- 7) 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
- 8) 過去3年間において、上記1)から7)のいずれかに該当していた者
- 9) 上記1)から8)のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族
- 10) 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族
- 11) 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- 12) 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

②本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外取締役は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役4名（うち監査等委員である社外取締役は2名）は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督しており、適宜質問や助言を行っております。また、監査等委員である社外取締役2名は、当社の業務執行を監督・監査しており、監査計画に基づく監査において必要な情報を関連部門に求めているほか、必要に応じて他の取締役、使用人等から報告を受けております。会計監査人との意見交換並びに情報聴取等は年4回以上、内部監査部とは情報交換を定期的に行っており、緊密な連携をとっております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会の監査の状況

a. 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員会の互選により常勤の監査等委員を2名置いております。財務及び会計に関して相当程度の知見を有する者、高度な専門性を有する者及び企業経営に関する高い見識を有する者で構成されております。また、監査等委員会の職務を補助するスタッフを置き、監査等委員会の監査・監督の機能の充実に努めております。

監査手続につきましては、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査方針・計画に基づき、取締役会へ出席するなど取締役の職務の執行状況の監査・監督を行っております。

b. 監査等委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
野元 敏博	13回	13回	100%
荒木 隆繁	13回	13回	100%
満江 由香	13回	13回	100%

監査等委員会における主な検討事項としては、監査の方針及び監査の実施計画の作成、監査報告書の作成、会計監査人の監査の方法及び相当性などであります。また、会計監査人の選解任または不再任に関する事項や、会計監査人の報酬に関する同意等監査等委員会の決議による事項についても検討を行っております。

常勤の監査等委員の活動としては、取締役会、経営会議など重要会議に出席し、経営全般に関する意見交換を行うとともに、職務の執行状況について報告を受け、質問並びに意見を述べ、日常的には重要な決裁書類等を閲覧し、法令、定款及び社内規程への適合性について監査を行っております。また、監査計画に基づき現場での監査を実施し、取締役、執行役員及び子会社の代表取締役から職務の執行状況及び内部統制システムの構築及び運用状況について報告を受け、意見を述べております。さらに、主要な子会社の監査役を兼任しており、取締役会において、経営全般に関する意見交換及び職務の執行状況について報告を受け、意見を述べております。会計監査人に対しては、往査時に立ち合い、意見交換を行い、職務の執行状況について報告を受け、独立の立場を保持し適正な監査が行われているかを監視及び検証しております。

非常勤監査等委員の活動としては、常勤監査等委員と同様に、取締役会、経営会議など重要会議に出席し、財務及び会計の専門知識を背景に質問並びに意見を述べ、取締役会及び監査等委員会の意思決定の適正性が確保されていることを確認しております。また、常勤の監査等委員と共に現場での監査を実施し、取締役、執行役員及び主要な子会社の代表取締役から職務の執行状況及び内部統制システムの構築及び運用状況について報告を受け、意見を述べております。会計監査人に対しては、常勤の監査等委員及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、独立の立場を保持し適正な監査が行われているかを監視及び検証しております。

これらを通じ監査等委員会として、取締役の職務執行を十分監査・監督ができる体制となっております。

なお、当事業年度の監査は、現場での監査と併せて資料の電子提供やWEB会議システム等のインターネットツールも活用し、取締役、執行役員及び子会社代表取締役との面談を行い、課題の把握や適切なコミュニケーションに努めました。

今後もリモートによる効率的監査を行うとともに、往査による現場監査の充実も図ってまいります。

② 内部監査の状況

当社は内部監査部を設置しており、監査等委員会の指示・命令下で、当社のリスク管理体制や法令・定款・社内規程の順守状況等について監査を行っております。監査結果については、社長及び監査等委員へ適宜報告を行うとともに、取締役会においても直接報告を行っております。報告された問題点等については、担当部署へ改善指示がなされ、必要に応じて正・改善の指導を行っております。また、子会社との間で内部監査契約を締結して、子会社の内部監査も実施しております。

(各監査と内部統制部門との関係等)

当社の内部統制部門としては、総務部が全社的な内部統制、経理部が財務報告に係る内部統制、システム企画部がITに係る内部統制を担当し、その他の業務処理統制については各部門が個別に担当しております。

内部統制各部門は、定期的に内部監査部の内部監査を受けることとなっており、監査結果については監査等委員会及び会計監査人に報告されます。監査等委員会、会計監査人、内部監査部はそれぞれ監査計画の立案や監査結果の報告など定期的に意見交換を行い、相互に密接な連携を図りながら、監査の品質向上と効率化に努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

19年間

c. 業務を執行した公認会計士

荒牧 秀樹

永江 孝幸

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士試験合格者4名、その他18名であり、その他は、IT専門家及び税理士等であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」及び監査等委員会が定めた会計監査人の評価基準に基づいて評価を実施し、毎事業年度、会計監査人の再任の可否について決議しております。

有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、上記品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、会計監査人として相当であると判断したためであります。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査等委員会が定めた会計監査人の評価基準に基づき、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等について総合的に評価しております。

また、上記評価の過程として随時、会計監査人及び経理部門へのヒアリングや会計監査人の往査への同行などを実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	100	—	99	3
連結子会社	9	2	8	—
計	110	2	107	3

(注) 1 前連結会計年度の連結子会社における非監査業務の内容は、監査受託のための期首残高調査業務であります。

2 当連結会計年度の提出会社における非監査業務の内容は、「リースに関する会計基準」の適用準備に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Deloitte Touche Tohmatsu、Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. 等）に対する報酬（a.を除く）

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	—	0	—	1
連結子会社	6	0	7	0
計	6	0	7	2

（注）提出会社及び連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに税務相談費用であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の規模及び事業特性等の観点から、監査計画等の妥当性を検討し監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積もりの算出根拠を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、審議した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項、第3項の同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、基本報酬・業績連動報酬・株式報酬により構成され、報酬額の水準については、各職責、当社の業績、及び他企業との比較等を踏まえて設定しています。当社では、「取締役（監査等委員除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（以下、「決定方針」といいます）。を取締役会にて決議しており、当該方針に基づき、個々の取締役（監査等委員を除く。）に対する報酬等の金額について、取締役会で決定致します。具体的には、報酬に関する内規に基づき、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が各経営陣の職位、職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案のうえ、役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受け決定致します。代表取締役社長に個々の取締役（監査等委員を除く。）の報酬決定権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断するからであります。役員報酬諮問委員会は、任意に設置した委員会であり、社外取締役2名を委員としております。当事業年度においては、2025年6月20日に開催いたしました。社内規程に従って検討した結果、報酬額や報酬決定手続きは妥当との答申を得ております。取締役会も基本的にその答申を尊重し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

以下に記載する事項は、当社で決定している決定方針をより詳細にした内容であります。

(基本報酬)

a. 監査等委員でない取締役報酬

取締役としての役位及び役員ごとの評価結果を踏まえて金額を決定し、それを12分割して毎月支給します。

b. 監査等委員である取締役報酬

常勤・非常勤の別、これまでの経歴や監査等委員としての経験・実績等を踏まえて決定し、それを12分割して毎月支給します。

(業績連動報酬)

a. 監査等委員でない取締役報酬

短期のインセンティブ報酬として、業績連動報酬を12分割して毎月支給します。役位及び役員ごとの評価結果を踏まえた標準報酬額に「業績連動報酬支給係数」を乗じた額を報酬額としています。「業績連動報酬支給係数」は、当該年度の連結経常利益と連結当期純利益の実績金額を予め定められたマトリクスにあてはめることで0～2.25の範囲内で決定されます。（従って、業績の「目標」はございません。）連結経常利益、連結当期純利益ともに1年間の事業の結果として、経営陣の結果責任を問うものとして相応しい指標と考えております。なお、社外取締役に対しては業績連動報酬を支給しておりません。

b. 監査等委員である取締役報酬

監査等委員である取締役に対しては、短期のインセンティブ報酬としての業績連動報酬は支給しておりません。

(株式報酬)

2026年6月17日 有価証券報告書提出日現在の状況

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「現行BBT制度」といいます。）を導入することを決議し、現行BBT制度に関する議案を2018年6月22日開催の第162回定時株主総会に付議し、承認されました。また、2021年3月1日施行の会社法改正に伴う手続的な対応として、2021年6月18日開催の第165回定時株主総会に改めて付議し、承認されました。また、2023年6月19日開催の第167回定時株主総会において、当社が信託に拠出する金銭について、金額の上限を設けないことについて付議し、承認されました。

a. 導入の背景及び目的

現行BBT制度は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」及び「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）を対象とした制度であります。

具体的には、取締役等（但し、社外取締役を除く。）に対しては、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度に連動した株式報酬を導入しております。これにより、取締役等が株価上昇

によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上と企業価値増大により一層貢献する意識を高めることを企図しております。

また、社外取締役及び監査等委員に対しては、当社業績や前述の相対度に連動しない株式報酬を導入しております。これにより、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機づけることを企図しております。

b. 現行BBT制度の概要

イ. 現行BBT制度の概要

現行BBT制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定及び改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

[本信託の概要]

- | | |
|---------------|--|
| (イ) 名称 | : 株式給付信託 (BBT) |
| (ロ) 委託者 | : 当社 |
| (ハ) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行) |
| (ニ) 受益者 | : 当社役員等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (ホ) 信託管理人 | : 斉藤芳朗 (弁護士) |
| (ヘ) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| (ト) 本信託契約の締結日 | : 2018年8月24日 |
| (チ) 金銭を信託した日 | : 2018年8月24日 |
| (リ) 信託の期間 | : 2018年8月24日から信託が終了するまで |

ロ. 現行BBT制度の対象者 当社役員等

ハ. 信託期間

2018年8月24日から本信託が終了するまで

ニ. 信託金額

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「現行BBT当初対象期間」といいます。また、現行BBT当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「現行BBT次期以降対象期間」といいます。）及びその後の各現行BBT次期以降対象期間（以下、「現行BBT当初対象期間」及び「現行BBT次期以降対象期間」を総じて単に「現行BBT対象期間」といいます。）を対象として本制度を導入しております。

(取締役等の信託金額について)

現行BBT当初対象期間に関して現行BBT制度に基づく当社の取締役等への交付を行うための株式の取得資金として、102百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定しております。取締役等について当社株式54,400株（2025年10月1日を効力発生日とする株式分割（1株を5株に分割）前の株式数を記載。以下「ニ. 信託金額」において同じ。）を取得しております。また、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度分として、43百万円の金銭を拠出し、当社株式14,427株を取得しております。更に、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分として、582百万円の金銭を拠出し、当社株式124,881株を取得しております。

なお、現行BBT制度が終了するまでの間、当社は本信託内に残存する当社株式数、及び今後の給付見込みの当社株式数等を踏まえて、随時追加拠出を行います。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(監査等委員の信託金額について)

現行BBT当初対象期間に関して現行BBT制度に基づく当社の監査等委員への交付を行うための株式の取得資金として、9百万円の金銭を拠出し、受益者要件を満たす監査等委員を受益者とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、現行BBT当初対象期間に関して当社株式4,800株を取得しております。また、2022年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度分として、3百万円の金銭を拠出し、当社株式1,273株を取得しております。更に、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分として、51百万円の金銭を拠出し、当社株式11,019株を取得しております。

なお、現行BBT制度が終了するまでの間、当社は本信託内に残存する当社株式数、及び今後の給付見込みの当社株式数等を踏まえて、随時追加拠出を行います。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

ホ．当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記ニにより拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施しております。

ヘ．当社役員等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等（但し、社外取締役を除く。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントが付与され、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位により定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）155,000ポイント（2025年10月1日を効力発生日とする株式分割に伴う調整後。以下同じ。）、社外取締役15,000ポイント、執行役員82,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。また、監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、22,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、監査等委員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社役員等に付与されるポイントは、下記トの当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式（252,500株）に係る議決権数2,525個の発行済株式総数に係る議決権数653,220個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.39%です。また、監査等委員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式（22,500株）に係る議決権数225個の発行済株式総数に係る議決権数653,220個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.03%です。

下記トの当社株式等の給付に当たり基準となる当社役員等のポイント数は、原則として、退任時まで当該役員等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

なお、ポイント付与計算方法は下記のとおりとなります。

(イ) 取締役（但し、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員

[算式]

役位別基準ポイント×1/2＋役位別基準ポイント×1/2×株価連動係数（注）1、2

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

(ロ) 社外取締役及び監査等委員である取締役

[算式]

役位別基準ポイント（注）1

但し、ポイント付与にあたり、次の事象がある場合には当該事象のポイントを加味するものとする。

i．役員就任後最初に到来するポイント付与日に付与するポイント

[算式]

前述の（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち役員として在任していた期間の月数（就任月を含まず（但し、１日就任の場合は含む。）、退任月を含む。以後、同じ。）÷12
（１ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

ii．役員退任時に付与するポイント

[算式]

前述（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち役員として在任していた期間の月数÷12

（１ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

但し、職務執行期間に６か月以上在任した場合に限り、ポイントを付与する。

iii．職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

次の（i）の算式により算出されるポイント及び（ii）の算式により算出されるポイントの合計ポイント

（i）変更前の役位である期間に応じたポイント

変更前の役位により前述（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更前の役位で在任していた期間の月数÷12

（１ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

（ii）変更後の役位である期間に応じたポイント

変更後の役位により前述（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更後の役位で在任していた期間の月数÷12

但し、月中の変更は変更月の翌月（１日の変更は変更月）から変更後の役位が適用されるものとする。

（１ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

iv．職務執行期間に役位別基準ポイントの変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

次の（i）の算式により算出されるポイント及び（ii）の算式により算出されるポイントの合計ポイント

（i）変更前の役位別基準ポイントである期間に応じたポイント

変更前の役位別基準ポイントにより前項の規定により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更前の役位別基準ポイントで在任していた期間の月数÷12

（１ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

（ii）変更後の役位別基準ポイントである期間に応じたポイント

変更後の役位別基準ポイントにより前項の規定により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更後の役位別基準ポイントで在任していた期間の月数÷12

但し、月中の変更は変更月の翌月（１日の変更は変更月）から変更後の役位が適用されるものとする。

（１ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

（注）１ 役位別基準ポイント

役位	年間ポイント数
取締役会長	35,420ポイント
取締役社長	35,420ポイント
取締役（社内）	9,440ポイント
取締役（社外）	2,290ポイント
監査等委員である取締役（常勤）	4,485ポイント
監査等委員である取締役（非常勤）	1,720ポイント
上席執行役員	7,085ポイント
執行役員	5,660ポイント

(注) 2 株価連動係数

[算式]

評価対象期間の当社株価終値平均
÷ 前評価対象期間の当社株価終値平均

評価対象期間のTOPIX終値平均
÷ 前評価対象期間のTOPIX終値平均

※1 評価対象期間とは当社の事業年度開始日から事業年度終了日までの期間をいう。

※2 係数の上限は、3.0とする。

ト. 当社株式等の給付

当社役員等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社役員等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記へに記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、自己都合以外の事由により当社役員等を退任する場合には、役員株式給付規程の定めに従い、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

上記にかかわらず、株主総会決議等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

当社役員等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、当社役員等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。各退任事由による具体的な算定方法は以下（イ）～（ハ）のとおりです。

（イ）自己都合以外の事由により役員を退任する場合

次の i に定める株式及び ii に定める金銭を給付する。

i. 株式

次の算式により「1ポイント」＝「1株」として算出される株式数

[算式]

株式数＝退任日までに累積されたポイント数（以下、「保有ポイント数」という。）×70%（但し、単元株未満の端数は切り捨てる。）

ii. 金銭

次の算式により算出される金銭額

[算式]

金銭額＝（保有ポイント数－iで給付された株式数に相当するポイント数）×退任日における本株式の時価

（ロ）自己都合により役員等を退任する場合

次の算式により「1ポイント」＝「1株」として算出される株式数

[算式]

株式数＝退任日時点における保有ポイント数

（ハ）役員等が死亡した場合

給付は金銭のみとし、次の算式により算出される金銭額を遺族に給付する。

[算式]

遺族給付の額＝保有ポイント数×死亡日時点における本株式の時価

2026年6月19日 第170回定時株主総会終結後の状況

なお、当社は、2026年6月19日開催予定の第170回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、現行BBT制度を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」）」（以下「本制度」といいます。）に移行することに関する議案を付議しております。

a. 改定の背景及び目的

本制度への改定は、現行BBT制度導入当初の目的に加え、当社役員等が在任中においても譲渡制限付株式を給付され、議決権や配当を受領する権利等、株主の皆様と同様の権利を有することで、より一層株主の皆様に近い目線で価値を共有し職務に当たるよう意識づけることを目的としています。これにより、取締役等（社外取締役を除きます。）については、より中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を、社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りが無い限り同じとします。）については、より独立した立場から会社の経営や意思決定に助言・監督を行い、利益相反の防止や企業価値向上に貢献する意識を、監査等委員については、より当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上に貢献する意識を、それぞれ高めることを企図しております。

b. 本制度の概要

イ. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（監査等委員に関する部分の制定改廃につきましては、監査等委員である取締役の協議によることとしております。）に従って、当社株式等が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、当社役員等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時とします。当社役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、当社役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、当社役員等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該当社役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本株主総会終結時点で在任する当社役員等に対して現行BBT制度において付与済みのポイントについては、本株主総会においてご承認いただくことを条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当社役員等は、移行後のポイントに基づき、当社株式等の給付を受けることとします。なお、当社役員等が、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受ける時期は、本株主総会終結後における当社所定の時期とし、当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として当該当社役員等の退任時とします（以下、これらの措置を「本経過措置」といいます。）。本経過措置により、当社役員等に給付される株式についても、上記譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

〔本信託の概要〕

- | | |
|---------------|---|
| (イ) 名称 | : 株式給付信託（BBT-RS） |
| (ロ) 委託者 | : 当社 |
| (ハ) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (ニ) 受益者 | : 当社役員等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (ホ) 信託管理人 | : 斉藤芳朗（弁護士） |
| (ヘ) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (ト) 本信託契約の締結日 | : 2018年8月24日 |
| (チ) 金銭を信託した日 | : 2018年8月24日 |
| (リ) 信託の期間 | : 2018年8月24日から信託が終了するまで |

ロ. 本制度の対象者 当社役員等

ハ. 信託期間

2018年8月24日から本信託が終了するまで

ニ. 信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、改定後の本制度に基づく信託として存続するものいたします。

本株主総会でご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「BBT-RS当初対象期間」といい、BBT-RS当初対象期間およびBBT-RS当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として現行BBT制度を本制度に改定します。なお、現行BBT制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

また、BBT-RS当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく当社役員等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して当社役員等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当社役員等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

ホ. 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記ニにより拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとしております。

ヘ. 当社役員等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等（社外取締役を除きます。）には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、一定期間における当社株価上昇割合の同期間におけるTOPIX上昇割合の相対度により定まる数のポイントが付与され、社外取締役及び監査等委員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位により定まる数のポイントが付与されます。当社役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）155,000ポイント、社外取締役15,000ポイント、監査等委員である取締役22,500ポイント、執行役員82,500ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、当社役員等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、当社役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限および現行BBT制度において当社役員等に付与済みのポイントにつき、2025年10月1日を効力発生日とする株式分割に伴い調整を行っております。

当社役員等に付与されるポイントは、下記トの当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会においてご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、当社役員等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式（275,000株）に係る議決権数2,750個の発行済株式総数に係る議決権数653,220個（2026年3月31日現在）に対する割合は約0.42%です。

下記トの当社株式等の給付に当たり基準となる当社役員等のポイント数は、原則として、下記トの受益権確定時まで当該当社役員等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

付与するポイントは、受給予定者の役位に応じて下記のとおりとなります。

- （イ）取締役（但し、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員
役位ポイントと業績連動ポイント

(ロ) 社外取締役及び監査等委員である取締役

役位ポイント

なお、役位ポイント及び業績連動ポイントの計算方法は下記のとおりとなります。

(役位ポイント)

(イ) 取締役（但し、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員

[算式]

役位別基準ポイント×1/2（注）1

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

(ロ) 社外取締役及び監査等委員である取締役

[算式]

役位別基準ポイント（注）1

但し、ポイント付与にあたり、次の事象がある場合には当該事象のポイントを加味するものとする。

i. 役員就任後最初に到来するポイント付与日に付与するポイント

[算式]

前述の（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち役員として在任していた期間の月数（就任月を含まず（但し、1日就任の場合は含む。）、退任月を含む。以後、同じ。）÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

ii. 役員退任時に付与するポイント

[算式]

前述（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち役員として在任していた期間の月数÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

但し、職務執行期間に6か月以上在任した場合に限り、ポイントを付与する。

iii. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

次の（i）の算式により算出されるポイント及び（ii）の算式により算出されるポイントの合計ポイント

（i）変更前の役位である期間に応じたポイント

[算式]

変更前の役位により前述（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更前の役位で在任していた期間の月数÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

（ii）変更後の役位である期間に応じたポイント

[算式]

変更後の役位により前述（イ）又は（ロ）の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更後の役位で在任していた期間の月数÷12

但し、月中の変更は変更月の翌月（1日の変更は変更月）から変更後の役位が適用されるものとする。

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

iv. 職務執行期間に役位別基準ポイントの変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

次の（i）の算式により算出されるポイント及び（ii）の算式により算出されるポイントの合計ポイント

（i）変更前の役位別基準ポイントである期間に応じたポイント

[算式]

変更前の役位別基準ポイントにより前項の規定により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更前の役位別基準ポイントで在任していた期間の月数÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

（ii）変更後の役位別基準ポイントである期間に応じたポイント

[算式]

変更後の役位別基準ポイントにより前項の規定により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更後の役位別基準ポイントで在任していた期間の月数÷12

但し、月中の変更は変更月の翌月（1日の変更は変更月）から変更後の役位が適用されるものとする。

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

上記により付与された役位ポイントは、次の各号に定める役位株式ポイント及び役位金銭ポイントに分割し、各ポイントの数は、当該各号に定める算式により算出します。

(イ) 役位株式ポイント

[算式]

役位ポイント数×70%

（100ポイント未満の端数は切り捨てる。）

(ロ) 役位金銭ポイント

[算式]

役位ポイント数－役位株式ポイント数

(業績連動ポイント)

[算式]

役位別基準ポイント×1／2×株価連動係数（注）1、2

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

但し、ポイント付与にあたり、次の事象がある場合には当該事象のポイントを加味するものとする。

i. 役員就任後最初に到来するポイント付与日に付与するポイント

[算式]

前述の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち役員として在任していた期間の月数（就任月を含まず（但し、1日就任の場合は含む。）、退任月を含む。以後、同じ。）÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

ii. 役員退任時に付与するポイント

[算式]

前述の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち役員として在任していた期間の月数÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

但し、職務執行期間に6か月以上在任した場合に限り、ポイントを付与する。

iii. 職務執行期間に役位の変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

次の（i）の算式により算出されるポイント及び（ii）の算式により算出されるポイントの合計ポイント

（i）変更前の役位である期間に応じたポイント

[算式]

変更前の役位により前述の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更前の役位で在任していた期間の月数÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

（ii）変更後の役位である期間に応じたポイント

[算式]

変更後の役位により前述の計算により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更後の役位で在任していた期間の月数÷12

但し、月中の変更は変更月の翌月（1日の変更は変更月）から変更後の役位が適用されるものとする。

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

iv. 職務執行期間に役位別基準ポイントの変更があった場合に、直後のポイント付与日に付与するポイント

次の（i）の算式により算出されるポイント及び（ii）の算式により算出されるポイントの合計ポイント

（i）変更前の役位別基準ポイントである期間に応じたポイント

[算式]

変更前の役位別基準ポイントにより前項の規定により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更前の役位別基準ポイントで在任していた期間の月数÷12

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

（ii）変更後の役位別基準ポイントである期間に応じたポイント

[算式]

変更後の役位別基準ポイントにより前項の規定により算出されるポイント×職務執行期間のうち変更後の役位別基準ポイントで在任していた期間の月数÷12

但し、月中の変更は変更月の翌月（1日の変更は変更月）から変更後の役位が適用されるものとする。

（1ポイント未満の端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）

上記により付与された業績連動ポイントは、次の各号に定める業績連動株式ポイント及び業績連動金銭ポイントに分割し、各ポイントの数は、当該各号に定める算式により算出します。

（イ）業績連動株式ポイント

[算式]

業績連動ポイント数×70%

（100ポイント未満の端数は切り捨てる。）

（ロ）業績連動金銭ポイント

[算式]

業績連動ポイント数－業績連動株式ポイント数

（注） 1 役位別基準ポイント

役位	年間ポイント数
取締役会長	35,420ポイント
取締役社長	35,420ポイント
取締役（社内）	9,440ポイント
取締役（社外）	2,290ポイント
監査等委員である取締役（常勤）	4,485ポイント
監査等委員である取締役（非常勤）	2,290ポイント
上席執行役員	7,085ポイント
執行役員	5,660ポイント

（注） 2 株価連動係数

[算式]

評価対象期間の当社株価終値平均

÷前評価対象期間の当社株価終値平均

評価対象期間のTOPIX終値平均

÷前評価対象期間のTOPIX終値平均

※1 評価対象期間とは当社の事業年度開始日から事業年度終了日までの期間をいう。但し、役員が事業年度終了日より前に退任する場合において、業績連動ポイントを算出する場合は、評価対象期間を当社の事業年度開始日から役員退任日までの期間とする。

※2 係数の上限は、3.0とする。

ト．当社株式等の給付

受益者要件を満たした当社役員等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記へに記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、当社役員等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、当社役員等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、当社役員等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該当社役員等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

上記にかかわらず、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できない場合があります。

当社役員等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、当社役員等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。各退任事由による具体的な算定方法は以下（イ）～（ハ）のとおりです。

（イ）自己都合以外の事由により役員を退任する場合

次の算式により算出される金銭額

[算式]

金銭額＝保有金銭ポイント数（受給予定者となった日以後に累積された金銭ポイント数をいう。以下同じ。）×退任日時点における本株式の時価

（ロ）自己都合により役員等を退任する場合

金銭給付なし（保有金銭ポイント数について「1ポイント」＝「1株」として本株式を給付）

（ハ）役員等が死亡した場合

給付は金銭のみとし、次の算式により算出される金銭額を遺族に給付する。

[算式]

遺族給付の額＝（保有株式ポイント数（受給予定者となった日又は直前の株式権利確定日後に累積された株式ポイント数をいう。）＋保有金銭ポイント数）×死亡日時点における本株式の時価

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）（うち社外）	237 (17)	96 (13)	77 (－)	63 (3)	5 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外）	67 (36)	58 (31)	－	8 (5)	3 (2)

（注） 1 上記の取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬は、第160回定時株主総会（2016年6月24日）決議による報酬限度額である月額17百万円以内です。また、取締役（監査等委員）の基本報酬は、第160回定時株主総会（2016年6月24日）決議による報酬限度額である月額5百万円以内です。

2 非金銭報酬等の内容は、株式報酬（BBT）等であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額(百万円)		
				基本 報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬等
串間 新一郎	109	取締役	提出会社	41	38	30
吉岡 泰士	109	取締役	提出会社	41	38	30

（注）連結報酬等の総額が100百万円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

提出会社および連結子会社のうち、提出会社（三井松島ホールディングス㈱）については以下の通りです。

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「金融商品に関する会計基準」に基づき、取得時及び取得後の保有目的に応じて区分しております。

なお、当連結会計年度末において、保有目的が純投資目的である投資株式は保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当社は、保有株式の株価変動によるリスク回避及び資本の効率性の観点から、保有目的が純投資目的以外の目的である株式を新規に取得することは、原則として行いません。

また、既に保有している株式については、毎年取締役会において実施する保有合理性の検証の結果、保有の合理性がないと判断した場合、投資先との事業上の関係性及び取引先との十分な協議を踏まえた上で、残高を削減することを基本方針としております。

(保有の合理性を検証する方法)

当社は、保有するすべての株式について、個別銘柄ごとにリターン（取引上のメリット及び配当金等）とリスク（株価変動リスク及び信用リスク等）を踏まえて、継続保有の可否を検証しております。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等の検証の内容)

毎年2月開催の取締役会において、上記の方針に基づき保有株式の継続保有の可否について協議を実施しております。

2025年2月の取締役会において、上記の検証方法に基づき個別銘柄ごとに保有の合理性について検証を実施し、2025年度においては、保有する上場政策保有株式のうち1銘柄について一部売却を実施しました。直近では、2026年2月開催の取締役会において、上記の検証方法に基づき個別銘柄ごとに保有の合理性について検証を実施しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	37
非上場株式以外の株式	3	1,284

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	307

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱三井住友フィナンシャルグループ	132,000	132,000	金融機関との取引の円滑化を図ることを目的としております。	有
	660	500		
住友不動産㈱	100,000	100,000	主に営業取引の強化を図ることを目的としております。なお、2025年8月に保有株式の一部を売却しております。また、株式分割により株式数が増加しております。	有
	439	559		
ハウライ㈱	90,000	90,000	主に営業取引の強化を図ることを目的としております。	有
	184	148		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有に伴う便益やリスク等を総合的に検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

- ④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

- ⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるMM Investments㈱については以下の通りです。

- ① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

- ② 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	前事業年度		当事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	18	8,575	17	16,500

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額 (百万円)	売却損益の 合計額 (百万円)	評価損益の 合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	391	505	4,191

③ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

④ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

① 戦略

当社グループは中期経営計画2030を策定の上、確かな技術力を有するニッチトップ企業のM&A推進等により、当期純利益100億円以上（2030年3月期）を目標としております。当社及びグループ各社においては、同計画の一環として、更なる競争力の強化及び収益性の向上等を図るため、年齢・性別等に囚われない実力主義に基づく適材適所の人材配置や、役割と成果・行動に基づく公正で納得性の高い評価・処遇の実現等に取り組んでおります。

特に、M&Aの取組主体となる当社においては、これまでと同様に以下の取組が重要であると考えております。

	インプット (人材カテゴリー)	事業活動	アウトプット
(i)	M&Aプロフェッショナル集団	案件リサーチから買収完了まで、効率的かつ効果的に内部で完結するM&A	「安定・ニッチ・分かりやすい」事業ポートフォリオの土台形成
(ii)	会計・税務・法務・人事・内部統制・システム各分野のプロフェッショナル	買収後の統合プロセス (PMI/Post Merger Integration)	買収後の生産性、コンプライアンス、及びガバナンスの向上のための体制確立
(iii)	経営全般のプロフェッショナル	買収後のハンズオン経営	買収後の業績向上、グループのシナジー効果の実現

上記の取組の確実な実行が、当社グループ全体の持続的な発展・成長につながると考えております。加えて、当社が発展・成長することは従業員が活躍するフィールドが更に広がることと同じであると捉えております。つまり、年齢・性別に囚われない多様な人材が活躍する環境と企業風土、従業員の心身両面の充実、及び人生100年時代の自律的キャリアの形成と自己実現につながり、結果として従業員満足度が向上し、働きがいのある会社になると考えております。そのような働きがいのある会社になることで、中途採用市場においても当社の魅力が増し、優秀なプロフェッショナル人材の採用にもつながっていくという好循環を実現できると考えており、今後もこのような取組を着実に続けてまいります。

※ 尚、プロフェッショナル人材が活躍するために、当社は以下の人事戦略の方針を定め、実行してまいります。

- プロフェッショナル人材のポテンシャル、及び即戦力の厳選採用
- 採用後の自律的なキャリア形成支援（例：自己開発支援、副業・兼業 等）
- 成果を踏まえた公正な評価と処遇
- 多様なライフイベントを支える柔軟な働き方（例：フレックスタイム、在宅勤務 等）

② 指標及び目標

①で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

当社としましては、①に記載のとおり、(i) M&Aプロフェッショナル集団(ii) 会計・税務・法務・人事・内部統制・システム各分野のプロフェッショナル(iii) 経営全般のプロフェッショナルといった人材を当社の業容や戦略の方向性に合わせて、適切に確保することが肝要と考えております。そのためには、年齢や性別等を問わず、実力本位で優秀な人材の獲得、育成に努めてまいります。

直近1年間については、電子技術のプロフェッショナル1名を採用しております。

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
生活消費財	852 [20]
産業用製品	731 [19]
金融その他	118 [19]
全社(共通)	45 [－]
合計	1,746 [58]

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
45 [－]	44.6	9.5	10,964	1.5

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	45 [－]
合計	45 [－]

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社(共通)は、経営企画及び総務等の管理部門の従業員であります。

③ 最大人員会社の状況

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

㈱明光商会

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
270 [2]	45.8	13.6	6,338	10.9

イ 上記アの会社の次に従業員数が多い会社

ゼクサスチェン㈱

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
173 [－]	45.9	17.4	7,080	△0.1

(注) 1 従業員数は就業人員数(各社から各社外への出向者を除き、各社外から各社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均雇用人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

④ 労働組合の状況

当社グループには、連結子会社㈱杉山チエン製作所においてJAM北関東(組合員155名)、連結子会社ゼクサスチェン㈱においてゼクサスチェン労働組合(組合員105名)、連結子会社日本カタン㈱において日本カタン労働組合(組合員56名)が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組として、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の行う研修に参加することなどにより、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (2026年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,973	5,701
受取手形、売掛金及び契約資産	※ 6 11,054	※ 6 10,998
営業貸付金	※ 2 35,254	※ 2 37,958
商品及び製品	6,522	7,847
仕掛品	2,666	3,934
原材料及び貯蔵品	2,375	2,532
その他	4,631	5,747
貸倒引当金	△301	△329
流動資産合計	71,175	74,393
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,354	11,009
減価償却累計額	△7,814	△7,349
建物及び構築物（純額）	3,540	3,660
機械装置及び運搬具	22,144	22,615
減価償却累計額	△20,765	△20,885
機械装置及び運搬具（純額）	1,378	1,730
土地	※ 1 7,940	※ 1 6,244
リース資産	3,638	1,952
減価償却累計額	△1,963	△1,037
リース資産（純額）	1,675	914
その他	4,215	4,214
減価償却累計額	△3,504	△3,616
その他（純額）	711	597
有形固定資産合計	15,246	13,147
無形固定資産		
のれん	17,095	15,214
その他	416	789
無形固定資産合計	17,512	16,003
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 5 10,945	※ 5 21,397
退職給付に係る資産	296	403
繰延税金資産	1,081	856
その他	1,693	2,020
貸倒引当金	△324	△299
投資その他の資産合計	13,692	24,377
固定資産合計	46,451	53,528
資産合計	117,627	127,921

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,127	6,888
短期借入金	※2, ※3, ※4 28,707	※2, ※3, ※4 31,813
未払法人税等	1,523	2,086
賞与引当金	1,356	1,452
その他	※7 5,127	※7 7,242
流動負債合計	43,841	49,482
固定負債		
長期借入金	※4 3,056	※4 18,424
リース債務	1,443	733
繰延税金負債	341	779
再評価に係る繰延税金負債	※1 526	※1 390
役員株式給付引当金	370	467
退職給付に係る負債	1,379	1,366
資産除去債務	117	133
その他	※7 1,068	※7 343
固定負債合計	8,304	22,638
負債合計	52,146	72,120
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,571	8,571
利益剰余金	59,875	64,927
自己株式	△6,387	△24,437
株主資本合計	62,060	49,061
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	851	4,032
繰延ヘッジ損益	△18	△26
土地再評価差額金	※1 1,105	※1 855
為替換算調整勘定	1,256	1,570
退職給付に係る調整累計額	82	159
その他の包括利益累計額合計	3,276	6,590
非支配株主持分	144	147
純資産合計	65,481	55,800
負債純資産合計	117,627	127,921

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
売上高	※ 1 60,574	※ 1 65,468
売上原価	38,248	40,378
売上総利益	22,326	25,089
販売費及び一般管理費		
人件費	5,293	5,551
福利厚生費	1,086	1,173
減価償却費	410	486
のれん償却額	1,153	1,177
その他	6,765	7,128
販売費及び一般管理費合計	14,710	15,516
営業利益	7,615	9,573
営業外収益		
受取利息	376	71
受取配当金	73	436
為替差益	288	102
投資事業組合運用益	197	-
その他	153	165
営業外収益合計	1,088	776
営業外費用		
支払利息	129	228
シンジケートローン手数料	1	53
その他	125	123
営業外費用合計	256	405
経常利益	8,448	9,944
特別利益		
固定資産売却益	※ 2 109	※ 2 4
投資有価証券売却益	963	744
権益譲渡益	※ 6 2,720	-
事業譲渡益	30	※ 7 1,240
その他	360	184
特別利益合計	4,185	2,175
特別損失		
固定資産売却損	※ 3 3	※ 3 0
固定資産除却損	※ 4 50	※ 4 20
関係会社株式売却損	-	※ 8 1,429
減損損失	※ 5 510	※ 5 784
製品補償損失	156	-
その他	74	52
特別損失合計	796	2,288
税金等調整前当期純利益	11,837	9,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	2,884	3,871
法人税等調整額	241	△777
法人税等合計	3,125	3,093
当期純利益	8,711	6,737
非支配株主に帰属する当期純利益	65	20
親会社株主に帰属する当期純利益	8,645	6,716

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
当期純利益	8,711	6,737
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△149	3,181
繰延ヘッジ損益	102	△7
土地再評価差額金	△14	-
為替換算調整勘定	480	313
退職給付に係る調整額	24	76
その他の包括利益合計	※ 443	※ 3,564
包括利益	9,154	10,301
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,057	10,281
非支配株主に係る包括利益	97	19

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,571	2,234	52,653	△3,135	60,324	1,000	△121	1,411	775	57	3,124	574	64,023
会計方針の変更による累積的影響額			33		33	△33					△33		0
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,571	2,234	52,687	△3,135	60,358	966	△121	1,411	775	57	3,090	574	64,023
当期変動額													
剰余金の配当			△1,306		△1,306								△1,306
親会社株主に帰属する当期純利益			8,645		8,645								8,645
土地再評価差額金の取崩			291		291			△291			△291		-
自己株式の取得				△3,254	△3,254								△3,254
自己株式の処分				3	3								3
連結範囲の変動			△55		△55								△55
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△2,234	△386		△2,621								△2,621
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						△115	102	△14	480	24	477	△430	46
当期変動額合計	-	△2,234	7,188	△3,251	1,702	△115	102	△306	480	24	186	△430	1,457
当期末残高	8,571	-	59,875	△6,387	62,060	851	△18	1,105	1,256	82	3,276	144	65,481

当連結会計年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額						非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	8,571	-	59,875	△6,387	62,060	851	△18	1,105	1,256	82	3,276	144	65,481
会計方針の変更による累積的影響額					-								-
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,571	-	59,875	△6,387	62,060	851	△18	1,105	1,256	82	3,276	144	65,481
当期変動額													
剰余金の配当			△1,833		△1,833								△1,833
親会社株主に帰属する当期純利益			6,716		6,716								6,716
土地再評価差額金の取崩			249		249			△249			△249		-
自己株式の取得				△18,056	△18,056								△18,056
自己株式の処分				5	5								5
連結範囲の変動			△44		△44								△44
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△36		△36								△36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						3,181	△7	-	313	76	3,564	3	3,567
当期変動額合計	-	-	5,051	△18,050	△12,998	3,181	△7	△249	313	76	3,314	3	△9,680
当期末残高	8,571	-	64,927	△24,437	49,061	4,032	△26	855	1,570	159	6,590	147	55,800

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	11,837	9,830
減価償却費	1,394	1,401
減損損失	510	784
のれん償却額	1,153	1,177
固定資産除却損	50	20
固定資産売却損	3	0
固定資産売却益	△109	△4
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	8	1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	233	92
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	329	64
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△296	△106
役員株式給付引当金の増減額 (△は減少)	213	96
閉山損失引当金の増減額 (△は減少)	△2,975	-
受取利息及び受取配当金	△450	△507
支払利息	129	228
シンジケートローン手数料	1	53
為替差損益 (△は益)	△759	25
投資事業組合運用損益 (△は益)	△197	17
投資有価証券売却損益 (△は益)	△962	△739
関係会社株式売却損益 (△は益)	△65	1,429
事業譲渡損益 (△は益)	△30	△1,240
権益譲渡益	△239	-
製品補償損失	156	-
売上債権の増減額 (△は増加)	3,103	148
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△386	△2,531
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,210	△263
営業貸付金の増減額 (△は増加)	△2,328	△2,704
その他	△781	1,539
小計	8,330	8,815
利息及び配当金の受取額	561	497
利息の支払額	△129	△228
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△4,176	△3,326
その他	△12	△4
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,574	5,753

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	△1,373	△2,445
有形及び無形固定資産の売却による収入	128	16
投資有価証券の取得による支出	△9,125	△7,838
投資有価証券の売却による収入	2,506	2,863
事業譲渡による収入	39	1,720
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △10,065	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	※3 150	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	※3 △13
定期預金の増減額 (△は増加)	8,633	-
預け金の増減額 (△は増加)	△1,650	△790
権益譲渡による支出	△2,203	-
その他	1,042	△352
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,917	△6,840
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額 (△は減少)	232	2,420
長期借入れによる収入	-	17,500
長期借入金の返済による支出	△1,399	△1,446
自己株式の取得による支出	△3,254	△18,056
自己株式取得のための預け金の増減額 (△は増加)	△1,011	△591
配当金の支払額	△1,305	△1,827
非支配株主への配当金の支払額	△41	△26
シンジケートローン手数料の支払額	△1	△53
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△3,128	△25
その他	△296	△161
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,206	△2,267
現金及び現金同等物に係る換算差額	797	123
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△16,751	△3,230
現金及び現金同等物の期首残高	25,983	8,973
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△259	△40
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,973	※1 5,701

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 28社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.、MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD. 及び MMI Indonesia Investments PTY LTD. は事業を終了し、清算終了の予定が立ったことに伴い、連結の範囲から除外しております。

また、2026年3月31日付で三井松島リソーシス株式会社の全株式を譲渡したことに伴い、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

Saunders & Associates, International, LLC

Saunders Electronics (Yantai) Co., Ltd.

Saunders Japan Co., Ltd.

三生電子(天津)有限公司

MITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY.LTD.

MITSUI MATSUSHIMA AUSTRALIA PTY.LTD.

MMI Indonesia Investments PTY LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法適用関連会社の数 1社

主要な会社の名称等 株式会社花菱

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社(Saunders & Associates, International, LLC 他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、T SECURE INTERNATIONAL CO., LTD.、THAI SYSTECH KYOWA CO., LTD. および Saunders & Associates, LLCの決算日は、12月31日であります。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ…時価法

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品……………主として移動平均法による原価法

製品……………主として総平均法による原価法

仕掛品……………主として個別法による原価法

原材料、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法によっております。その他の有形固定資産については、主として定率法によっております。また、連結子会社の保有する機械装置及び器具備品の一部については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、一部の連結子会社では原則法を採用しており、当社及びその他の連結子会社においては退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法等を適用しております。

原則法における退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

原則法における数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 生活消費財及び産業用製品

生活消費財及び産業用製品事業における収益は、主に製品又は商品の販売によるものであります。主な履行義務は、顧客に製品又は商品を引き渡す義務であり、国内取引については、製品又は商品の納品時にその支配が顧客に移転すると判断しております。ただし、出荷時から納品時までの期間が通常の期間である一部の国内取引については、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

② 金融事業

金融事業における収益は、主に貸出業務から生じる営業貸付金利息及び手数料であり、「金融商品に関する会

計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に従い収益を認識しております。

- (6) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

- (7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約及び商品スワップについては振当処理を採用し、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利スワップ

商品スワップ

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

借入金

原材料

③ ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジ、為替変動リスクヘッジ、価格変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関性があることを確認し、有効性を評価しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一である場合及び特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

- (8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、個別案件毎に判断し投資効果が見込まれる期間を見積り、20年以内の合理的な年数により均等償却しております。

なお、金額が僅少な場合には、発生時に一括償却しております。

- (9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

- (10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」及び「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）を対象として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を

「本信託」といいます。)を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程(なお、その制定及び改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとします。)に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は888百万円、株式数は983,000株であります。

(重要な会計上の見積り)

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	17,095	15,214

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (8)のれんの償却方法及び償却期間」に記載の通りであります。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんを評価するにあたり、当社グループでは固定資産の減損に係る会計基準に従い、のれんを含む資金生成単位について、対象会社ごとに見込んだ事業計画に基づく営業利益および営業キャッシュ・フローの達成状況等を検討し、減損の兆候を識別しております。

減損の兆候を識別した場合、将来キャッシュ・フローをもとに減損の認識の判定を行い、認識が必要と判断された対象会社については、回収可能価額を算定し、減損損失を測定しています。減損損失の認識や使用価値の算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、買収時および翌期以降の事業計画を基礎として見積っております。

当社グループは近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、買収時および翌期以降の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績は長期間安定的に推移する等の仮定をおいており、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性が伴います。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(後発事象に関する会計基準)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期貸付金」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「長期貸付金」12百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結損益計算書関係)

- 1 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「コミットメントフィー」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「コミットメントフィー」3百万円は、「その他」として組み替えております。

- 2 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「シンジケートローン手数料」は、重要性

が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に含めていた1百万円は、「シンジケートローン手数料」として組み替えております。

- 3 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「関係会社株式売却益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「関係会社株式売却益」65百万円は、「その他」として組み替えております。

- 4 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「償却債権取立益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「償却債権取立益」289百万円は、「その他」として組み替えております。

- 5 前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「事業譲渡益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に含めていた30百万円は、「事業譲渡益」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「コミットメントフィー」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。これに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「小計」欄以下の「コミットメントフィーの支払額」は「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「コミットメントフィー」3百万円及び「コミットメントフィーの支払額」△6百万円は、「その他」として組み替えております。

- 2 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払消費税等の増減額(△は減少)」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払消費税等の増減額(△は減少)」6百万円は、「その他」として組み替えております。

- 3 前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「シンジケートローン手数料」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

これに伴い、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「シンジケートローン手数料の支払額」は独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「シンジケートローン手数料」1百万円と「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「シンジケートローン手数料の支払額」△1百万円として組み替えております。

- 4 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「償却債権取立益」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。これに伴い、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「償却債権の回収による収入」は「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「償却債権取立益」△289百万円及び「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「償却債権の回収による収入」289百万円は、「その他」として組み替えております。

- 5 前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「事業譲渡損益（△は益）」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

これに伴い、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「事業譲渡による収入」は独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「事業譲渡損益（△は益）」△30百万円と「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「事業譲渡による収入」39百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出
- ・再評価を行った年月日…2002年3月31日

※2 担保資産及び担保付債務

借入金に対する担保差入資産

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
営業貸付金	29,012百万円	30,062百万円

担保付債務

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
短期借入金	26,356百万円	27,526百万円

なお、上記担保差入資産（営業貸付金）及び担保付債務（短期借入金）は全額が連結子会社㈱エム・アール・エフ（金融事業）に帰属するものであります。また、上記営業貸付金の金額につきましては、債権譲渡登記時点の金額であります。

※3 コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性確保及び資金効率の向上などを目的として、取引銀行6行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
コミットメントラインの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	－ 〃	1,800 〃
差引額	5,000百万円	3,200百万円

なお、上記コミットメントライン契約には次の財務制限条項が付されております。

- (1) 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される利益剰余金を負の値としないこと。
- (2) 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

※4 財務制限条項

当社のシンジケートローン契約には次の財務制限条項が付されております。

- (1) 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される利益剰余金を負の値としないこと。
- (2) 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

財務制限条項の対象となる長期借入金残高は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	2,600百万円	9,325百万円

（注）財務制限条項が付された借入金の重要性が増したため、当連結会計年度より記載しております。

※5 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券（株式）	127百万円	143百万円

※6 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3(1)契約資産の残高等」に記載しております。

※7 流動負債の「その他」及び固定負債の「その他」に含めている契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3(2)契約負債の残高」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	－百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	107 "	3 "
土地	1 "	1 "
その他有形固定資産	0 "	0 "
計	109百万円	4百万円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	0百万円
土地	0 "	0 "
その他有形固定資産	0 "	－ "
計	3百万円	0百万円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	19百万円	10百万円
機械装置及び運搬具	17 "	0 "
その他有形固定資産	13 "	8 "
その他無形固定資産	0 "	0 "
計	50百万円	20百万円

※5 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

用途・場所	種類	金額 (百万円)
「事業用資産」 (福岡県福津市)	土地	418
「事業用資産」 (福岡県大牟田市)	建物 工具器具備品等	91

(経緯)

「事業用資産」(福岡県福津市)については、市場価額が帳簿価額を下回ることから、上記資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額に基づき算出しております。

「事業用資産」(福岡県大牟田市)については、想定されていた収益力が見込まれなくなったことから、上記資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額に基づき算出しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって行っております。

(回収可能価額および算定方法等)

正味売却価額(主に売却見込額により評価しております)

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

用途・場所	種類	金額 (百万円)
「事業用資産」 (福岡県大牟田市)	建物 工具器具備品等	96
「その他」 (大阪府大阪市)	のれん	687

(経緯)

「事業用資産」(福岡県大牟田市)については、想定されていた収益力が見込まれなくなったことから、上記資産について帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額に基づき算出しております。

「その他」(大阪府大阪市)については、当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社システックキョーワに係るのれんを含む固定資産に関し、当初想定していた収益が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該のれんについて減損損失に計上しております。回収可能価額につきましては正味売却価額を用いて算出しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって行っております。のれんについては原則として会社単位でグルーピングを行っております。

(回収可能価額および算定方法等)

正味売却価額(主に売却見込額により評価しております)

※6 権益譲渡益

豪州リデル炭鉱の権益譲渡益を特別利益に計上しております。

※7 事業譲渡益

当社の連結子会社であるMMエナジー株式会社における太陽光発電事業の譲渡益を特別利益に計上しております。

※8 関係会社株式売却損

当社の連結子会社である三井松島リソーシス株式会社の全株式の売却損を特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	835百万円	5,355百万円
組替調整額	△961 "	△747 "
法人税等及び税効果調整前	△126百万円	4,607百万円
法人税等及び税効果額	△22 "	△1,426 "
その他有価証券評価差額金	△149百万円	3,181百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	146百万円	△12百万円
組替調整額	－ "	－ "
法人税等及び税効果調整前	146百万円	△12百万円
法人税等及び税効果額	△44 "	4 "
繰延ヘッジ損益	102百万円	△7百万円
土地再評価差額金		
当期発生額	－百万円	－百万円
組替調整額	－ "	－ "
法人税等及び税効果調整前	－百万円	－百万円
法人税等及び税効果額	△14 "	－ "
土地再評価差額金	△14百万円	－百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	480百万円	491百万円
組替調整額	－ "	△177 "
法人税等及び税効果調整前	480百万円	313百万円
法人税等及び税効果額	－ "	－ "
為替換算調整勘定	480百万円	313百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	51百万円	131百万円
組替調整額	△15 "	△20 "
法人税等及び税効果調整前	35百万円	110百万円
法人税等及び税効果額	△10 "	△33 "
退職給付に係る調整額	24百万円	76百万円
その他の包括利益合計	443百万円	3,564百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,064,400	－	－	13,064,400

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,143,539	705,962	800	1,848,701

(注) 1 増加数の主な内訳は次のとおりであります。

2024年5月13日の取締役会決議による自己株式の取得	570,000株
株式給付信託 (BBT) 取得による増加	135,900株
単元未満株式の買取りによる増加	62株

2 減少数の主な内訳は次のとおりであります。

株式給付信託 (BBT) 支給による減少	800株
----------------------	------

3 当連結会計年度末における自己株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式198,000株が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月13日 取締役会	普通株式	719	60	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	587	50	2024年9月30日	2024年12月5日

(注) 1 2024年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(注) 2 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	913	利益剰余金	80	2025年3月31日	2025年6月2日

(注) 2025年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,064,400	52,257,600	—	65,322,000

(注) 増加数の主な内訳は次のとおりであります。

株式分割による増加	52,257,600株
-----------	-------------

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,848,701	25,179,039	1,400	27,026,340

(注) 1 増加数の主な内訳は次のとおりであります。

2025年2月14日の取締役会決議による自己株式の取得	44,700株
2025年5月13日及び2025年6月18日の取締役会決議による自己株式の取得	4,103,500株
単元未満株式の買取りによる増加	91株
株式分割による増加	21,030,748株

2 減少数の主な内訳は次のとおりであります。

株式給付信託 (BBT) 支給による減少	1,400株
----------------------	--------

3 当連結会計年度末における自己株式数には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式983,000株が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	913	80	2025年3月31日	2025年6月2日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	920	115	2025年9月30日	2025年12月5日

- (注) 1 当社は、2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。上記の1株当たり配当金は株式分割実施前の株式数を基準とした金額となります。
- (注) 2 2025年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。
- (注) 3 2025年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金22百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月13日 取締役会	普通株式	1,610	利益剰余金	41	2026年3月31日	2026年6月1日

- (注) 2026年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式に対する配当金40百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	8,973百万円	5,701百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	— 〃	— 〃
現金及び現金同等物	8,973百万円	5,701百万円

※2 株式及び持分の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに(株)エム・アール・エフ（2024年6月7日株式譲渡契約、2024年7月1日株式取得）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	33,963百万円
固定資産	1,340 〃
のれん	2,005 〃
流動負債	△25,791 〃
固定負債	△518 〃
株式の取得価額	11,000百万円
現金及び現金同等物	△934 〃
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	10,065百万円

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

※3 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、チェーン鍛造設備（機械装置）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	56百万円	30百万円
1年超	33 "	7 "
合計	90百万円	38百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、債権及び在外子会社持分への投資については為替変動リスク、借入金については金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程および貸付規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理及び適正な与信審査並びに保証・担保の設定等を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

また、外貨建ての営業債権債務及び在外子会社持分への投資は、為替変動のリスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約又は外貨預金の一部を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスク、外貨建ての株式についてはそれに加え為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に自己株式取得資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び在外子会社持分への投資に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を

作成するとともに、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結し、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 営業貸付金	35,254		
貸倒引当金 ※2	△161		
	35,093	34,155	△938
(2) 投資有価証券 ※3 ※4			
その他有価証券	10,222	10,222	—
資産計	45,316	44,378	△938
(1) 長期借入金	4,377	4,296	△81
(2) リース債務	1,775	1,782	6
負債計	6,153	6,079	△74
デリバティブ取引 ※5	21	21	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 営業貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

※3 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (百万円)
非上場株式	208

※4 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしていません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は514百万円であります。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 営業貸付金	37,958		
貸倒引当金 ※2	△179		
(2) 投資有価証券 ※3 ※4	37,778	36,846	△932
その他有価証券	20,550	20,550	—
資産計	58,329	57,397	△932
(1) 長期借入金	20,431	20,270	△160
(2) リース債務	965	958	△6
負債計	21,396	21,229	△167
デリバティブ取引 ※5	6	6	—

※1 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 営業貸付金に対する貸倒引当金を控除しております。

※3 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	191

※4 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は654百万円であります。

※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,973	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	11,054	—	—	—
営業貸付金	6,991	14,064	6,519	7,679
合計	27,018	14,064	6,519	7,679

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,701	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	10,998	—	—	—
営業貸付金	7,034	13,789	7,429	9,705
合計	23,734	13,789	7,429	9,705

(注) 2 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2025年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	27,386	—	—	—	—	—
長期借入金	1,321	1,257	859	804	135	—
リース債務	332	348	364	299	288	142
合計	29,039	1,605	1,224	1,104	423	142

(注) 短期リース債務は、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当連結会計年度 (2026年 3 月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
短期借入金	29,806	—	—	—	—	—
長期借入金	2,007	1,609	1,554	1,163	6,584	7,513
リース債務	232	267	217	152	24	70
合計	32,045	1,877	1,772	1,315	6,608	7,583

(注) 短期リース債務は、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2025年 3 月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	10,222	—	—	10,222
デリバティブ取引				
通貨関連	—	21	—	21
資産計	10,222	21	—	10,243

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	20,550	—	—	20,550
デリバティブ取引				
通貨関連	—	6	—	6
資産計	20,550	6	—	20,557

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	—	34,155	34,155
資産計	—	—	34,155	34,155
長期借入金	—	4,296	—	4,296
リース債務	—	1,782	—	1,782
負債計	—	6,079	—	6,079

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	—	36,846	36,846
資産計	—	—	36,846	36,846
長期借入金	—	20,270	—	20,270
リース債務	—	958	—	958
負債計	—	21,229	—	21,229

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

営業貸付金

貸付金の種類ごとに、主として元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、それぞれレベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金には1年以内に返済予定のものも含んでおります。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	8,250	6,900	1,350
小計	8,250	6,900	1,350
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,971	2,054	△82
小計	1,971	2,054	△82
合計	10,222	8,954	1,268

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当該株式の減損にあたっては、個別銘柄毎に、当連結会計年度における最高値・最安値と帳簿価額との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の公表財務諸表による各種財務比率の検討等により信用リスクの定量評価を行い、総合的に判断しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	19,423	13,408	6,015
小計	19,423	13,408	6,015
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	1,127	1,264	△137
小計	1,127	1,264	△137
合計	20,550	14,673	5,877

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当該株式の減損にあたっては、個別銘柄毎に、当連結会計年度における最高値・最安値と帳簿価額との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の公表財務諸表による各種財務比率の検討等により信用リスクの定量評価を行い、総合的に判断しております。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,510	963	—

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,889	744	△4

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、減損処理を行った株式はございません。

当連結会計年度において、減損処理を行った株式はございません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	400	—	24
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 ユーロ	買掛金	172	—	0
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 タイバーツ	買掛金	1,013	—	△4

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建 ユーロ	買掛金	184	—	12

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2)金利関連

前連結会計年度（2025年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	10	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該短期借入金及び長期借入金の時価に含めて記載しております（「金融商品関係 2 金融商品の時価等に関する事項 負債 (1) 長期借入金」参照）。

当連結会計年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(3)商品関連

前連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
繰延ヘッジ処理	商品スワップ取引	原材料	65	10	△5

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度、確定拠出制度及び複数事業主制度等を採用しております。

確定給付企業年金制度では（すべて積立型制度であります。）、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。また、確定給付企業年金制度には退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社においては、中小企業退職金共済制度に部分的に加入しております。

なお、当社及び一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社においては、複数事業主制度の企業年金基金制度（ベネフィット・ワン企業年金基金）に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、年金基金への要拠出額を退職給付費用として処理しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	906百万円	879百万円
勤務費用	57 "	38 "
利息費用	12 "	19 "
数理計算上の差異の発生額	△85 "	△105 "
退職給付の支払額	△11 "	△41 "
退職給付債務の期末残高	879百万円	791百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	813百万円	824百万円
期待運用収益	25 "	24 "
数理計算上の差異の発生額	△34 "	26 "
事業主からの拠出額	20 "	19 "
退職給付の支払額	- "	△10 "
年金資産の期末残高	824百万円	884百万円

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	745百万円	1,028百万円
退職給付費用	104 "	121 "
退職給付の支払額	△58 "	△73 "
連結範囲の変更に伴う増減額	227 "	△7 "
その他（為替換算影響額等）	8 "	△12 "
退職給付に係る負債の期末残高	1,028百万円	1,055百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	528百万円	481百万円
年金資産	△824 "	△884 "
	△296百万円	△403百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,379 "	1,366 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,083百万円	962百万円
退職給付に係る負債	1,379百万円	1,366百万円
退職給付に係る資産	296 "	403 "
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,083百万円	962百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
勤務費用	57百万円	38百万円
利息費用	12 "	19 "
期待運用収益	△25 "	△24 "
数理計算上の差異の費用処理額	△16 "	△21 "
過去勤務費用の費用処理額	0 "	0 "
簡便法で計算した退職給付費用	104 "	121 "
確定給付制度に係る退職給付費用	133百万円	134百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	35百万円	110百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
未認識の数理計算上の差異	118百万円	229百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
債券	48.5%	51.3%
株式	21.2 "	18.1 "
その他	30.3 "	30.6 "
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	2.22%	3.20%
長期期待運用収益率	3.10 "	3.00 "
予定昇給率	4.26～6.53 "	4.26～6.53 "

3 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への拠出額は、前連結会計年度163百万円、当連結会計年度157百万円であります。

4 複数事業主制度

一部の連結子会社の確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度への要拠出額は1百万円（前連結会計年度1百万円）であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の額	111,073百万円	130,690百万円
年金財政計算上の数理債務の額	107,875 "	126,598 "
差引額	3,197百万円	4,091百万円

(注) 積立状況に関する事項については、当社グループの決算において入手可能な直近時点の年金財政計算に基づく数値として、2025年6月30日時点の数値を記載しております。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

0.14%（前連結会計年度0.15%）

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、別途積立金（前連結会計年度2,517百万円、当連結会計年度3,242百万円）及び当年度剰余金（前連結会計年度679百万円、当連結会計年度849百万円）であります。

なお、上記（2）の割合は当社の実際の負担割合とは一致しません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 ※1	540百万円	413百万円
退職給付に係る負債	511 "	530 "
賞与引当金	440 "	464 "
固定資産評価差額金	440 "	432 "
前受収益	321 "	325 "
減損損失	589 "	67 "
その他	1,651 "	1,713 "
繰延税金資産小計	4,494百万円	3,947百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 ※1	△537 "	△405 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,333 "	△781 "
評価性引当額小計	△1,870百万円	△1,187百万円
繰延税金資産合計	2,624百万円	2,760百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△392百万円	△1,811百万円
固定資産評価差額	△490 "	△489 "
海外子会社留保金	△42 "	△36 "
減価償却費	△20 "	△21 "
関係会社株式	△315 "	— "
為替換算調整勘定	△220 "	— "
その他	△403 "	△324 "
繰延税金負債合計	△1,884百万円	△2,683百万円
繰延税金資産の純額	740百万円	77百万円

※1 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (注) 1	147	28	—	36	109	217	540
評価性引当額	△147	△28	—	△36	△109	△214	△537
繰延税金資産	0	—	—	—	—	3	3 (注) 2

(注) 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2 税務上の繰越欠損金540百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産3百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (注) 1	28	—	36	109	57	181	413
評価性引当額	△28	—	△36	△109	△56	△174	△405
繰延税金資産	—	—	0	0	1	7	8 (注) 2

(注) 1 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

2 税務上の繰越欠損金413百万円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産8百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.46%	30.46%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.84 "	△0.37 "
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02 "	0.47 "
住民税均等割等	0.26 "	0.32 "
海外子会社から受ける配当等の額に係る費用	1.48 "	0.47 "
のれん償却費	2.95 "	3.62 "
のれん減損損失	— "	2.13 "
評価性引当額の増減	△7.66 "	△6.44 "
連結子会社実効税率差異	1.25 "	1.48 "
海外子会社留保利益	△0.96 "	△0.07 "
連結子会社売却による影響	— "	0.76 "
連結子会社清算による影響	3.89 "	— "
償却債権取立益	△0.74 "	— "
その他	△1.70 "	△1.37 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.41%	31.47%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.46%から2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.36%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

(資産除去債務関係)

金額的重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社グループの報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他	
顧客との契約から生じる収益	26,769	29,640	862	57,271
その他の収益(注)	—	—	3,303	3,303
外部顧客への売上高	26,769	29,640	4,165	60,574

(注) その他の収益には、顧客との契約から生じる収益のうち、収益認識に関する会計基準等の適用外とされている、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の範囲に含まれる金融商品に係る取引、及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の範囲に含まれるリース取引等が含まれております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他	
顧客との契約から生じる収益	27,109	33,255	504	60,869
その他の収益(注)	—	—	4,599	4,599
外部顧客への売上高	27,109	33,255	5,103	65,468

(注) その他の収益には、顧客との契約から生じる収益のうち、収益認識に関する会計基準等の適用外とされている、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）の範囲に含まれる金融商品に係る取引、及び「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の範囲に含まれるリース取引等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 契約資産の残高等

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は、それぞれ以下の通りであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	2,636	1,895
売掛金	11,296	9,047
	13,933	10,943
契約資産	177	110
計	14,110	11,054

(2) 契約負債の残高

契約負債の残高は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
契約負債	3,078	2,643

契約負債は、主に産業用製品事業での製品取引に関して履行義務の充足の前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1) 契約資産の残高等

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は、それぞれ以下の通りであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	1,895	1,823
売掛金	9,047	8,982
	10,943	10,805
契約資産	110	192
計	11,054	10,998

(2) 契約負債の残高

契約負債の残高は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
契約負債	2,643	3,434

契約負債は、主に産業用製品事業での製品取引に関して履行義務の充足の前に受領した前受金であり、履行義務の充足による収益の計上に伴い、取り崩されます。個々の契約により支払条件は異なるため、通常の支払期限はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「生活消費財事業」「産業用製品事業」「金融その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

「生活消費財事業」は、主に伸縮ストローの製造販売・飲食用資材の仕入販売、高品質ペットフードの輸入卸及び企画販売、シュレッダーを中心とする事務用設備の製造・販売・保守、住宅及び家具向けのプラスチック製部材の企画・製造・販売、感熱レジロール加工・販売を行っております。

「産業用製品事業」は、主にマスクブランクス製造・販売、水晶デバイス用計測器・生産設備及び関連するハードウェア・ソフトウェアの製造・販売、送変電用架線金具・配電用架線金具の製造・販売、食料品加工機械の企画・設計・製造・販売、産業用ローラーチェーン及びコンベアチェーンの製造・販売を行っております。

「金融その他事業」は、主に事業者向け不動産担保融資、株式の投資・保有・運用及び売買等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額
	生活消費財	産業用製品	金融その他	エネルギー			
売上高							
外部顧客への売上高	26,769	29,640	4,165	—	60,574	—	60,574
セグメント間の内部売上高又は振替高	20	—	41	—	61	△61	—
計	26,789	29,640	4,206	—	60,636	△61	60,574
セグメント利益	2,373	3,829	1,412	—	7,615	—	7,615
セグメント資産	31,591	41,291	54,442	8,701	136,027	△18,399	117,627
その他の項目							
減価償却費(注) 2	372	797	197	—	1,366	27	1,394
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注) 2	597	639	215	—	1,452	22	1,475

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△61百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額△18,399百万円には、セグメント間及び振替高の消去△44,654百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産26,254百万円が含まれております。全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額22百万円は、主に全社資産に係る設備投資額であります。

2 減価償却費及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用が含まれております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額
	生活消費財	産業用製品	金融その他	エネルギー			
売上高							
外部顧客への売上高	27,109	33,255	5,103	—	65,468	—	65,468
セグメント間の内部売上高又は振替高	14	—	47	—	62	△62	—
計	27,124	33,255	5,151	—	65,531	△62	65,468
セグメント利益	2,459	5,061	2,052	—	9,573	—	9,573
セグメント資産	30,819	45,108	66,952	—	142,880	△14,959	127,921
その他の項目							
減価償却費(注) 2	374	880	117	—	1,372	29	1,401
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注) 2	696	1,335	307	—	2,339	59	2,399

(注) 1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△62百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント資産の調整額△14,959百万円には、セグメント間及び振替高の消去△46,122百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産31,163百万円が含まれております。全社資産は、主に余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額59百万円は、主に全社資産に係る設備投資額であります。
- 2 減価償却費及び有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用が含まれております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
47,074	8,542	4,957	60,574

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
13,746	1,010	489	15,246

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
49,803	10,059	5,605	65,468

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
11,813	844	489	13,147

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他		
減損損失	—	—	510	—	510

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他		
減損損失	687	—	96	—	784

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他		
当期償却額	629	449	75	—	1,153
当期末残高	8,089	7,075	1,930	—	17,095

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	生活消費財	産業用製品	金融その他		
当期償却額	629	447	100	—	1,177
当期末残高	6,773	6,610	1,830	—	15,214

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引 の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	三ツ矢建設株式会社	熊本県熊本市中央区紺屋今町2-23	90	建設業	なし	なし	日本ストロー(株)熊本工場の倉庫屋根等改修工事	9 (注1) (注2)	その他流動負債	10 (注1)

(注) 1 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 市場の実態価格を勘案し、交渉の上合理的に決定しています。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1株当たり純資産額	1,165.10円	1,453.23円
(算定上の基礎)		
連結貸借対照表の純資産の部の合計額	65,481百万円	55,800百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	144百万円	147百万円
(うち非支配株主持分)	144百万円	147百万円
普通株式に係る純資産額	65,336百万円	55,652百万円
普通株式の発行済株式数	65,322,000株	65,322,000株
普通株式の自己株式数	9,243,505株	27,026,340株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	56,078,495株	38,295,660株

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益	150.03円	148.30円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益	8,645百万円	6,716百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円	一百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,645百万円	6,716百万円
普通株式の期中平均株式数	57,628,075株	45,289,824株

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 2 当社の株式給付信託（BBT）において株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は前連結会計年度において990,000株、当連結会計年度において983,000株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度において886,693株、当連結会計年度において985,154株であります。
- 3 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

（重要な後発事象）

取締役及び執行役員に対する株式給付信託（BBT）の一部改定

当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、既に導入している株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を一部改定し、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す株式報酬制度「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下、「本制度」といいます。）へ移行することを決議し、本制度に関する議案を2026年6月19日開催の第170回定時株主総会に付議することといたしました。本制度の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（4）役員の報酬等」をご参照ください。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	27,386	29,806	1.352	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,321	2,007	0.975	—
1年以内に返済予定のリース債務 (注)3, (注)4	332	232	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	3,056	18,424	1.484	2027年6月30日～ 2036年1月31日
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)(注)3	1,443	733	—	2028年2月4日～ 2034年2月28日
合計	33,539	51,202	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,609	1,554	1,163	6,584
リース債務	267	217	152	24

3 リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を計上しておりますので、「平均利率」を記載しておりません。

4 1年以内に返済予定のリース債務は、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	31,902	65,468
税金等調整前 中間(当期)純利益(百万円)	7,599	9,830
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益(百万円)	5,204	6,716
1株当たり 中間(当期)純利益(円)	101.86	148.30

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,318	1,105
前払費用	※3 10	※3 17
関係会社短期貸付金	10,346	15,809
その他	※3 1,099	※3 1,863
流動資産合計	14,775	18,796
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,414	2,374
減価償却累計額	△1,705	△1,567
建物（純額）	708	806
構築物	103	99
減価償却累計額	△83	△82
構築物（純額）	19	17
工具、器具及び備品	196	191
減価償却累計額	△178	△178
工具、器具及び備品（純額）	18	12
土地	1,851	1,401
その他	9	9
減価償却累計額	△3	△5
その他（純額）	5	3
有形固定資産合計	2,603	2,242
無形固定資産		
ソフトウェア	10	8
無形固定資産合計	10	8
投資その他の資産		
投資有価証券	1,760	1,976
関係会社株式	57,252	50,851
関係会社長期貸付金	10,836	9,906
その他	※3 53	※3 75
投資その他の資産合計	69,903	62,810
固定資産合計	72,518	65,060
資産合計	87,293	83,856

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	－	※1 1,800
関係会社短期借入金	23,270	20,171
1年内返済予定の長期借入金	※2 1,321	※2 2,007
未払金	※3 224	※3 107
未払費用	※3 178	※3 41
未払法人税等	7	3
賞与引当金	101	101
その他	※3 126	※3 172
流動負債合計	25,230	24,405
固定負債		
長期借入金	※2 3,056	※2 18,424
再評価に係る繰延税金負債	482	390
役員株式給付引当金	370	467
繰延税金負債	375	112
退職給付引当金	79	62
その他	99	99
固定負債合計	4,464	19,558
負債合計	29,694	43,963
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,571	8,571
資本剰余金		
資本準備金	6,219	6,219
資本剰余金合計	6,219	6,219
利益剰余金		
利益準備金	460	460
その他利益剰余金		
別途積立金	1,000	1,000
繰越利益剰余金	46,131	46,518
利益剰余金合計	47,591	47,979
自己株式	△6,387	△24,437
株主資本合計	55,996	38,333
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	546	703
土地再評価差額金	1,056	855
評価・換算差額等合計	1,602	1,559
純資産合計	57,599	39,892
負債純資産合計	87,293	83,856

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業収益		
子会社受取配当金	※ 2 8,222	※ 2 866
経営指導料	※ 2 1,526	※ 2 1,575
不動産管理収入	※ 2 201	※ 2 193
営業収益合計	9,950	2,635
営業費用	※ 1, ※ 2 1,855	※ 1, ※ 2 1,641
営業利益	8,095	994
営業外収益		
受取利息	※ 2 80	※ 2 160
受取配当金	43	31
為替差益	228	-
投資事業組合運用益	197	-
その他	※ 2 3	※ 2 16
営業外収益合計	552	208
営業外費用		
支払利息	※ 2 220	※ 2 430
その他	28	116
営業外費用合計	249	546
経常利益	8,399	655
特別利益		
関係会社有償減資払戻差益	-	※ 3 698
投資有価証券売却益	372	154
関係会社株式売却益	109	-
その他	4	-
特別利益合計	486	852
特別損失		
固定資産売却損	-	0
減損損失	510	96
関係会社株式売却損	0	50
その他	17	3
特別損失合計	528	151
税引前当期純利益	8,357	1,357
法人税、住民税及び事業税	△25	△236
法人税等調整額	141	△426
法人税等合計	116	△663
当期純利益	8,241	2,020

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等				純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	8, 571	6, 219	6, 219	460	1, 000	38, 904	40, 365	△3, 135	52, 021	765	△113	1, 361	2, 013	54, 034
当期変動額														
剰余金の配当						△1, 306	△1, 306		△1, 306					△1, 306
当期純利益						8, 241	8, 241		8, 241					8, 241
土地再評価差額金の取崩						291	291		291			△291	△291	-
自己株式の取得								△3, 254	△3, 254					△3, 254
自己株式の処分								3	3					3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										△219	113	△13	△119	△119
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7, 226	7, 226	△3, 251	3, 974	△219	113	△305	△410	3, 564
当期末残高	8, 571	6, 219	6, 219	460	1, 000	46, 131	47, 591	△6, 387	55, 996	546	-	1, 056	1, 602	57, 599

当事業年度(自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等				純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金								利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金								
当期首残高	8, 571	6, 219	6, 219	460	1, 000	46, 131	47, 591	△6, 387	55, 996	546	-	1, 056	1, 602	57, 599
当期変動額														
剰余金の配当						△1, 833	△1, 833		△1, 833					△1, 833
当期純利益						2, 020	2, 020		2, 020					2, 020
土地再評価差額金の取崩						200	200		200			△200	△200	-
自己株式の取得								△18, 056	△18, 056					△18, 056
自己株式の処分								5	5					5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										157	-	-	157	157
当期変動額合計	-	-	-	-	-	387	387	△18, 050	△17, 663	157	-	△200	△43	△17, 706
当期末残高	8, 571	6, 219	6, 219	460	1, 000	46, 518	47, 979	△24, 437	38, 333	703	-	855	1, 559	39, 892

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
----	-------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく退職一時金にかかる期末自己都合要支給額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップについては、特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

借入金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクヘッジ又は為替変動リスクヘッジを行うことを目的として、利用範囲や取組方針等について定めた規程に基づき行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役、執行役員（以下、総じて「取締役等」といいます。）及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。また、「取締役等」及び「監査等委員」を総じて「当社役員等」といいます。）を対象として、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じています。

制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社役員等に対して、当社が定める役員株式給付規程（なお、その制定及び改廃に際して、あらかじめ監査等委員の協議による同意を得るものとします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、当社役員等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社役員等の退任時となります。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は888百万円、株式数は983,000株であります。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	57,252	50,851

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

「重要な会計方針 1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式」に記載の通りであります。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を入手したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を見積っております。

当社は近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、関係会社株式の実質価額の回収可能性の見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績が長期間安定的に推移する等の仮定をおり、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性が伴います。

③ 翌事業年度の財務諸表に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要になった場合、翌事業年度の財務諸表において追加の関係会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

- 1 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「コミットメントフィー」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「コミットメントフィー」3百万円は、「その他」として組み替えております。

- 2 前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「自己株式取得費用」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「自己株式取得費用」12百万円は、「その他」として組み替えております。

- 3 前事業年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「固定資産売却益」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」に表示していた「固定資産売却益」4百万円は、「その他」として組み替えております。

- 4 前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めていた「関係会社株式売却損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「その他」に含めていた0百万円は、「関係会社株式売却損」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性確保及び資金効率の向上などを目的として、取引銀行6行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
コミットメントラインの総額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	－ 〃	1,800 〃
差引額	5,000百万円	3,200百万円

なお、上記コミットメントライン契約には次の財務制限条項が付されております。

- (1) 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される利益剰余金を負の値としないこと。
- (2) 2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

※2 財務制限条項

当社のシンジケートローン契約には次の財務制限条項が付されております。

- (1) 各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される利益剰余金を負の値としないこと。
- (2) 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

財務制限条項の対象となる長期借入金残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	2,600百万円	9,325百万円

(注)財務制限条項が付された借入金の重要性が増したため、当事業年度より記載しております。

※3 区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	83百万円	253百万円
長期金銭債権	22 〃	22 〃
短期金銭債務	124 〃	2 〃

(損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	458百万円	338百万円
給料及び手当	293 〃	306 〃
賞与引当金繰入額	101 〃	101 〃
退職給付費用	14 〃	13 〃
福利厚生費	117 〃	125 〃
減価償却費	82 〃	74 〃
業務委託費	148 〃	144 〃
おおよその割合		
販売費	8.1%	8.7%
一般管理費	91.9 〃	91.3 〃

※2 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	9,781百万円	2,468百万円
営業費用	384 "	339 "
営業取引以外の取引高		
その他	258 "	404 "

※3 関係会社有償減資払戻差益

当社の子会社であったMITSUI MATSUSHIMA INTERNATIONAL PTY. LTD. が行った有償減資に係る差益を特別利益に計上しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。
なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
子会社株式	57,138	50,737
関連会社株式	114	114
計	57,252	50,851

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	436百万円	343百万円
関係会社株式	2,415 "	1,190 "
減損損失	41 "	65 "
投資有価証券評価損	79 "	53 "
賞与引当金	30 "	31 "
退職給付引当金	24 "	19 "
その他	139 "	168 "
繰延税金資産小計	3,167百万円	1,873百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△436 "	△343 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,575 "	△1,353 "
評価性引当額小計	△3,012百万円	△1,696百万円
繰延税金資産合計	155百万円	176百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△216百万円	△288百万円
その他	— "	△0 "
関係会社株式	△315 "	— "
繰延税金負債合計	△531百万円	△289百万円
繰延税金負債の純額	△375百万円	△112百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.46%	30.46%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.86 "	△2.72 "
海外子会社からの受取配当金益金不算入	△28.47 "	△15.92 "
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34 "	1.22 "
住民税均等割等	0.05 "	0.28 "
税制改正による税率の変更	△0.17 "	△0.31 "
評価性引当額の増減	△0.79 "	△67.23 "
連結子会社売却による影響	— "	5.48 "
連結子会社清算による影響	3.77 "	— "
その他	0.07 "	△0.13 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.40%	△48.87%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.46%から2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.36%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微です。

(収益認識関係)

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社の収益は主に子会社からの受取配当金及び経営指導料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。経営指導料については、当社の子会社に対し経営・管理等の指導を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を計上しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産						
建物	708	252	96 (95)	58	806	1,567
構築物	19	—	0	1	17	82
工具、器具及び備品	18	0	0 (0)	5	12	178
土地	1,851 [1,538]	—	450	—	1,401 [1,246]	—
その他	5	—	—	1	3	5
有形固定資産計	2,603	253	547 (96)	67	2,242	1,834
無形固定資産						
ソフトウェア	—	—	—	5	8	52
無形固定資産計	—	—	—	5	8	52

(注) 1 主な増加及び減少内容は、下記のとおりであります。

(増加)	建物	本社ビル空調設備更新工事（福岡市中央区）	155	百万円
		三井港倶楽部外壁補修工事（福岡県大牟田市）	95	〃
(減少)	土地	太陽光発電用地売却（福岡県福津市）	450	百万円
	建物	三井港倶楽部外壁補修工事減損（福岡県大牟田市）	95	〃

2 当期減少額の（内書）は、減損損失の計上額であります。

3 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

4 土地の当期首残高及び当期末残高の[内書]は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	101	154	154	101
役員株式給付引当金	370	104	8	467
退職給付引当金	79	6	22	62

(注) 役員株式給付引当金の「当期増加額」は、株式給付信託（BBT）に基づく株式報酬として将来の当社株式等の給付に備えるための株式等の給付債務見込額に対する増加であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4 月 1 日から 3 月 31 日まで
定時株主総会	6 月中
基準日	3 月 31 日
剰余金の配当の基準日	9 月 30 日 3 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.mitsui-matsushima.co.jp/

株主に対する特典	【株主に対する特典】 株主優待制度 1 (1)対象株主 2026年3月末の株主名簿に記載又は記録された、当社株式500株以上保有の株主 (2)株主優待の内容 以下の基準により(株)ケイエムテイのプレミアムペットフードご優待券を贈呈する。 <table border="1"> <tr> <td>①保有株数500株以上5,000株未満</td><td>プレミアムペットフードご優待券 (1枚につきご希望の商品を1つ贈呈 ※要申込) 1枚</td></tr> <tr> <td>②保有株数5,000株以上</td><td>プレミアムペットフードご優待券 (1枚につきご希望の商品を1つ贈呈 ※要申込) 2枚</td></tr> </table> <有効期間> ・1年間 (2026年7月1日～2027年6月30日) 株主優待制度 2 (1)対象株主 2026年3月末の株主名簿に記載又は記録された、当社株式500株以上保有の株主 (2)株主優待の内容 以下の基準によりレストランご優待券を贈呈する。 <table border="1"> <tr> <td>①保有株数500株以上5,000株未満</td><td>レストランご優待券 (3,000円) 2枚</td></tr> <tr> <td>②保有株数5,000株以上15,000株未満</td><td>レストランご優待券 (3,000円) 4枚</td></tr> <tr> <td>③保有株数15,000株以上</td><td>レストランご優待券 (3,000円) 6枚</td></tr> </table> <有効期間> ・1年間 (2026年7月1日～2027年6月30日) ※利用制限期間を除く <対象施設> ・三井倶楽部 (福岡県大牟田市)、ラ・ロシェル (東京都1店舗、福岡県1店舗) で利用可能。 株主優待制度 3 (1)対象株主 2026年3月末の株主名簿に記載又は記録された、当社株式500株以上保有の株主 (2)株主優待の内容 以下の基準によりHANABISHI商品ご優待券を贈呈する。 <table border="1"> <tr> <td>①保有株数500株以上5,000株未満</td><td>オーダースーツお仕立てギフト券 (10,000円分) 1枚、オーダーシャツお仕立てギフト券 (2,000円分) 1枚</td></tr> <tr> <td>②保有株数5,000株以上</td><td>オーダースーツお仕立てギフト券 (10,000円分) 2枚、オーダーシャツお仕立てギフト券 (2,000円分) 2枚</td></tr> </table> <有効期間> ・1年間 (2026年7月1日～2027年6月30日) <対象施設> ・札幌店、仙台店、新前橋店、岩槻加倉店、池袋店、銀座店等 上記を含む、全国17店舗で利用可能。 <対象商品> ・オーダースーツお仕立てギフト券：スーツ上下、ジャケットとパンツ、ジャケットとスカートのいずれかの組合せのお仕立てに利用可能 ・オーダーシャツお仕立てギフト券：シャツのお仕立てにのみ利用可能 株主優待制度 4 (1)対象株主 2026年9月末の株主名簿に記載又は記録された、当社株式1株以上保有の株主 (2)株主優待の内容 以下の基準により特別割引 (HANABISHI) を実施する。 <table border="1"> <tr> <td>保有株数1株以上</td><td>オーダー製品20%OFFご優待クーポン券 1枚</td></tr> </table> <有効期間> ・クーポン券が届き次第、2027年3月31日まで	①保有株数500株以上5,000株未満	プレミアムペットフードご優待券 (1枚につきご希望の商品を1つ贈呈 ※要申込) 1枚	②保有株数5,000株以上	プレミアムペットフードご優待券 (1枚につきご希望の商品を1つ贈呈 ※要申込) 2枚	①保有株数500株以上5,000株未満	レストランご優待券 (3,000円) 2枚	②保有株数5,000株以上15,000株未満	レストランご優待券 (3,000円) 4枚	③保有株数15,000株以上	レストランご優待券 (3,000円) 6枚	①保有株数500株以上5,000株未満	オーダースーツお仕立てギフト券 (10,000円分) 1枚、オーダーシャツお仕立てギフト券 (2,000円分) 1枚	②保有株数5,000株以上	オーダースーツお仕立てギフト券 (10,000円分) 2枚、オーダーシャツお仕立てギフト券 (2,000円分) 2枚	保有株数1株以上	オーダー製品20%OFFご優待クーポン券 1枚
①保有株数500株以上5,000株未満	プレミアムペットフードご優待券 (1枚につきご希望の商品を1つ贈呈 ※要申込) 1枚																
②保有株数5,000株以上	プレミアムペットフードご優待券 (1枚につきご希望の商品を1つ贈呈 ※要申込) 2枚																
①保有株数500株以上5,000株未満	レストランご優待券 (3,000円) 2枚																
②保有株数5,000株以上15,000株未満	レストランご優待券 (3,000円) 4枚																
③保有株数15,000株以上	レストランご優待券 (3,000円) 6枚																
①保有株数500株以上5,000株未満	オーダースーツお仕立てギフト券 (10,000円分) 1枚、オーダーシャツお仕立てギフト券 (2,000円分) 1枚																
②保有株数5,000株以上	オーダースーツお仕立てギフト券 (10,000円分) 2枚、オーダーシャツお仕立てギフト券 (2,000円分) 2枚																
保有株数1株以上	オーダー製品20%OFFご優待クーポン券 1枚																

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第169期（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）
2025年 6 月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年 6 月20日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第170期中（自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日）
2025年11月 7 日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2025年 6 月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号（提出会社の主要株主の異動）に基づく臨時報告書

2025年 7 月17日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号（提出会社の特定子会社の異動）に基づく臨時報告書

2025年 8 月 8 日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

2026年 2 月13日関東財務局長に提出。

(5) 公開買付届出書

2025年 6 月19日関東財務局長に提出。

(6) 訂正公開買付届出書

2025年 6 月20日関東財務局長に提出。

(7) 公開買付報告書

2025年 7 月17日関東財務局長に提出。

(8) 自己株券買付状況報告書

2025年 4 月 1 日、2025年 5 月 1 日、2025年 6 月 2 日、2025年 7 月 1 日、2025年 8 月 1 日、2025年 9 月 1 日、2025年 10 月 1 日、2025年11月 5 日、2025年12月 3 日、2026年 1 月 7 日、2026年 2 月 6 日、2026年 3 月 4 日、
2026年 4 月 1 日、2026年 5 月11日、2026年 6 月 3 日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月17日

三井松島ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 牧 秀 樹
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 江 孝 幸
--------------------	-------	---------

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井松島ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島ホールディングス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、製造業を中心とするニッチトップ企業へのM&Aを積極的に推進し、祖業であった石炭事業に代わる安定的な事業ポートフォリオの構築に取り組んだ結果、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん15,214百万円（総資産の11.9%）計上している。 のれんについては、【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項(8)のれんの償却方法及び償却期間に記載のとおり、個別案件毎に判断し投資効果が見込まれる期間を見積り、20年以内の合理的な年数により均等償却している。 また、会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、固定資産の減損に係る会計基準等に従い、対象会社ごとに買収時に見込んだ事業計画に基づく営業利益及び営業キャッシュ・フローの達成状況等を検討し、のれんを含む資金生成単位についての減損の兆候の有無を判定している。 減損の兆候を識別した場合、将来キャッシュ・フローをもとに減損の認識の判定を行い、認識が必要と判断された対象会社については、回収可能価額を算定し、減損損失を測定している。減損損失の認識や使用価値の算定の基礎となる将来キャッシュ・フローは、買収時及び翌期以降の事業計画を基礎として見積られている。 当連結会計年度においては、一部の子会社について、のれんを含む資金生成単位に係る減損損失の認識及び測定をおこなっている。その結果、【注記事項】（連結損益計算書注記）※5 減損損失に記載のとおり、減損損失687百万円を計上している。 会社グループは近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、のれんの金額的重要性は高い。また、減損の兆候の判定、減損損失の認識の判定及びその測定にあたっては、買収時及び翌期以降の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りが必要となる。当該将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績は長期間安定的に推移する等の仮定をおいており、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性を伴う。 以上のことから、当監査法人はのれんの評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、のれんの評価を検討するにあたり、主として次の監査手続を実施した。 ・事業計画の策定プロセスを含む経営者によるのれんの減損の兆候及び認識の判定に関する内部統制を理解した。 ・買収時に見込んだ事業計画に基づく営業利益及び営業キャッシュ・フローの達成状況を把握するとともに、経営者等への質問や取締役会等の議事録を閲覧することにより各子会社の直近の事業環境を理解したうえで、のれんの減損の兆候の有無を検討した。 ・のれんの減損の兆候の判定に利用した営業損益等が子会社の財務諸表と整合していることを確認した。 ・買収時の事業計画及び年度予算と当連結会計年度を含むこれまでの実績とを比較して、将来計画の見積りの精度を評価した。 ・減損損失の認識の基礎となる将来キャッシュ・フローや回収可能価額の見積りの合理性について、その見積りに用いられた主要な仮定が、過去実績、利用可能な外部情報及び経営者への質問の結果と整合していることを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三井松島ホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、三井松島ホールディングス株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任が

ある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月17日

三井松島ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒 牧 秀 樹
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 江 孝 幸
--------------------	-------	---------

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井松島ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第170期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井松島ホールディングス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、製造業を中心とするニッチトップ企業へのM&Aを積極的に推進し、祖業であった石炭事業に代わる安定的な事業ポートフォリオの構築に取り組んだ結果、当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式を50,851百万円（総資産の60.6%）計上している。 関係会社株式の評価については、【注記事項】（重要な会計方針）1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式に記載のとおり、移動平均法による原価法により評価している。 また、会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を入手したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を見積っている。 会社は近年、収益基盤の安定化・多様化のため積極的な企業買収を行っており、関係会社株式の実質価額の回復可能性の見積りにおいては、主として各子会社が属する市場環境ごとに業績は長期間安定的に推移する等の仮定をおいており、その仮定には経済環境の変化などによる不確実性が伴う。 当監査法人は、会社が計上している関係会社株式の金額は重要であり、関係会社株式の評価の判定結果が財務諸表に及ぼす潜在的な影響が大きく、関係会社株式の評価の検討は経営者の判断を伴うことから、関係会社株式の評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するにあたり、主として次の監査手続を実施した。 ・事業計画の策定プロセスを含む経営者による関係会社株式の評価に関する内部統制を理解した。 ・関係会社株式の実質価額の算定基礎となる各社の財務情報については、子会社の財務諸表を入手し、その整合性を確かめた。 ・実質価額が著しく低下している関係会社株式を漏れなく把握しているかどうかについては、各関係会社株式の帳簿残高を各社の実質価額と比較検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月17日
【会社名】	三井松島ホールディングス株式会社
【英訳名】	MITSUI MATSUSHIMA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉 岡 泰 士
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉岡泰士は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮し、当社及び連結子会社13社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社15社及び持分法適用関連会社1社につきましては、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

当社及び連結子会社の業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループでは、基本的に仕入、製造、販売まで一貫した事業を展開しており、利益等のその他の指標も総合的に勘案した結果、指標として売上高が適切であると判断しております。よって、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2程度に達している7事業拠点に加え、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、金融その他セグメント内で中心となる1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点において、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目については、生活消費財事業や産業用製品事業の事業拠点における生産活動及び販売活動において多額に計上される勘定科目として、売上高、売上原価、売掛金、棚卸資産及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、金融業の事業拠点においては、事業者向け不動産担保融資を主業としており、金額的及び質的影響を考慮し、営業貸付金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい固定資産、有価証券及び法人税・税効果に係る業務プロセス等を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月17日
【会社名】	三井松島ホールディングス株式会社
【英訳名】	MITSUI MATSUSHIMA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉 岡 泰 士
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大手門一丁目1番12号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長吉岡泰士は、当社の第170期(自2025年4月1日 至2026年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。